

令和3年第3回府中町議会定例会

会議録(第2号)

1. 開会年月日 令和3年6月25日(金)

2. 招集の場所 府中町議会議事堂

3. 開議年月日 令和3年6月28日(月)

4. 出席議員(18名)

議長	益田芳子君	副議長	児玉利典君
1番	川上翔一郎君	2番	宮本彰君
3番	西山優君	4番	狩野雄二君
5番	坂田栄一君	6番	田中伸武君
7番	山口晃司君	8番	二見伸吾君
9番	梶川三樹夫君	10番	西友幸君
11番	寺尾光司君	12番	力山彰君
13番	三宅健治君	14番	齋藤昇君
16番	橋井肇君	18番	木田圭司君

5. 欠席議員(0名)

6. 付議事件

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 一般質問

7. 説明のため会議に出席した者

町	長	佐藤信治君
副町	長	齋藤哲也君
教育	長	新田憲章君
総務企画部	長	増田康洋君
財務部	長	胡子幸穂君

福 祉 保 健 部 長	山 西 仁 子 君
町 民 生 活 部 長	金 光 一 隆 君
教 育 部 長	榎 並 隆 浩 君
総務企画部次長兼総務課長	森 本 雅 生 君
福祉保健部次長兼福祉課長	長 西 弘 子 君
生活環境部次長兼自治振興課長	谷 口 充 寿 君
税 務 課 長	藤 田 正 明 君
子 育 て 支 援 課 長	金 本 智 巳 君
健 康 推 進 課 長	塩 月 久 美 子 君
環 境 課 長	小 路 和 司 君
下 水 道 課 長	原 田 司 君
維 持 管 理 課 長	谷 口 洋 二 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長	岩 崎 雅 男 君
社 会 教 育 課 長	山 本 進 一 君

~~~~~○~~~~~

8. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 森 太 君

~~~~~○~~~~~

9. 議事の内容

(開議 午前 9時30分)

○議長 (益田芳子君) 皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員は18名で定足数に達しておりますので、議会は成立いたしております。よって、令和3年第3回府中町議会定例会第2日目の会議を開きます。

本日の議事日程でございますが、お手元に配付いたしております日程で会議を進めてまいりたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (益田芳子君) 御異議なしと認めます。よって、議事日程のとおり会議を進めることと決定をいたしました。

~~~~~○~~~~~

○議長 (益田芳子君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日は、14番齋藤議員、16番橋井議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） 日程第2、一般質問を議題に供します。

一般質問は、慣例に従って総務文教から順を追って通告順に行います。

総務文教関係第1項、教育長就任にあたってについて、10番西議員の質問を行います。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 1番ということで。皆さん、おはようございます。

今日は、教育長就任にあたってということで、質問いたします。

去る令和3年3月の定例会において、当町の教育長として任命された新田教育長におかれましては、これから3年間、教育行政のトップとして、議会と協力しながら、存分にその手腕を発揮していただきたいと思っております。

当町の教育は、令和2年3月に策定された第2次教育振興基本計画にあるように、「あいさつ 志 感謝をキーワードとした社会ぐるみの人材育成」を基本理念としています。

教育長は、南小学校など、平成3年3月までに、当町の教育現場の指導に当たっておられ、また、その後は社会教育主事として、当町の教育委員会に派遣されるなど、教育全般に関して幅広い識見を御経験をお持ちであるとお見受けいたします。

私も、親が自転車に乗って歩道を歩く等の姿もよく見てまいりましたが、本来なら事務局のほうから幼稚園の先生の会合などに連絡いただき、かなり本当に少なくなってきました、以前に比べたら。本当に危険防止の意味では、私は助かっています。例えば歩道、親が前と後ろに置いて3人で一直線に歩道を歩くわけですよね。そうしたら、つえをついている老人がおって、狭い道がですね、それでも平気で以前は歩いておりましたが、最近本当に幼稚園なんか見ても、親が歩いて迎えに行っていますよ。本当、気持ちいいです、見ておって。私、危険防止というのは、町長言われる「住んでよかった 住みたい町」が預かりとかそういうことだけじゃないと思います。危険防止することによって、人命が助かる。ということで、昨日もちょっと消防署の救命士がどれくらいいるかというようなことも聞きましたけど、本当に命は大切でございます。何ぼいい町をつくっても、危険な町をつくったんでは、一つもあれです。

ということで、この基本理念に対して現段階で率直な思いと、この3年間の抱負を聞かせていただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 教育長です。おはようございます。

10番西議員、教育長就任にあたってについて、答弁いたします。

第2次府中町教育振興基本計画の基本理念「あいさつ 感謝 志をキーワードとした社会総ぐるみの人材育成」に対する教育長としての思いと、今後3年間の抱負についてお尋ねをいただきました。

まず、私が教育行政を担うに当たって一番留意すべきと思うことは、确实正確な業務遂行により町民から信頼を得られる教育行政を展開することです。

教育委員会が所管する学校教育・社会教育施設の対象者は、全ての町民約5万3,000人の方々です。さらに4,000人を超える児童生徒には、その将来に期待を寄せる何倍もの保護者や御親戚の方々がいらっしゃいます。そのような全ての方々に信頼していただける教育活動を展開できるように取り組んでまいります。また、信頼を得た教育活動は、より高い教育効果を生むと信じております。

さて、第2次府中町教育振興基本計画は、「あいさつ 感謝 志をキーワードとした社会総ぐるみの人材育成」を基本理念としております。それは、これからの未来社会における急激な変化の中で生きていく次世代の子どもたちにとって、生きる力のベースを培う重要な要素になると考えています。

教育基本法は、地方公共団体が教育振興基本計画を策定する際に、国の教育振興基本計画を参酌することと定めています。平成30年6月に閣議決定された国の第3期教育振興基本計画では、今後の教育施策に関する基本方針の第一に、夢と志を持ち、可能性に挑戦するために必要な力の育成を挙げています。

その力が必要となる背景について説明します。小学校高学年の児童が成人を迎える2030年頃には、第4次産業革命と言われるIoTやビッグデータ、AIなどをはじめとする技術革新が一層進展し、社会や生活を大きく変えていく超スマート社会Society 5.0の到来が予測されています。それに伴い、労働市場の構造や職業そのものが抜本的に変わると言われてきています。そのような急激で複雑な変化の中で、その変化を前向きに受け止め、社会や日々の生活を人間ならではの感性を働かせ

て、より豊かなものにする力や、複雑多様化する現代社会の課題に対して、主体的な学びや多様な人々の協働を通じ、その課題解決につながる新たな価値観や行動を生み出すことが求められています。そのためには、児童生徒自らが夢や志を持って可能性に挑戦できるように、必要な力を確実に育んでいくことが重要です。

このことから、第2次府中町教育振興基本計画の基本理念「あいさつ 感謝 志をキーワードとした社会総ぐるみの人材育成」は、これからの教育施策を推進する上で、時宜を得た重要な基本理念となっていると考え、私が在任する3年間で具体的に成果を上げていきたいと思えます。

令和2年度から7年度の6年間の計画期間である第2次府中町教育振興基本計画では、学校教育の基本方針に「志」の教育 信頼される学校教育の確立を挙げています。現在、町内の全ての小中学校が志を持ち、未来へ挑戦する児童生徒を育成するために様々な取組を進めています。基礎基本を大事にしながら、志の実現に必要な資質・能力を育成する主体的・対話的で深い学びをふだんの授業において実現できるように教職員は努力しています。

また、児童生徒一人一人が将来に向けて社会の中で自己実現を果たしていくためには、豊かな心と社会性を育んでいく教育も重要です。取組の一例として、府中町「あいさつ・感謝・志」系統表に基づき、中学校卒業までに、時と場に応じ、礼儀の意義を大切にす挨拶ができ、家族の支えや自分を成長させてくれた多くの人々の善意により自分があることに感謝し、進んでそれに応える児童生徒の育成を目指しています。

現在、我が国の学校教育は大きな転換期を迎えています。本年1月26日に中央教育審議会は、「令和の日本型学校教育の構築を目指して」と題する答申を発表しました。副題に「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」としています。この答申では、社会の在り方が劇的に変わるSociety 5.0の到来、新型コロナウイルスの感染拡大など、先行き不透明な予測困難な時代において、私たち一人一人、そして社会全体が答えのない問いに、どう立ち向かうかが問われており、解決すべき課題を見だし、主体的に考え、多様な立場の者が協働的に議論し、新しい解や納得解を生み出す資質・能力が一層求められるとしています。

この令和の日本型学校教育の構築実現においても、現在、我が町が実践している教育振興基本計画は有効な取組であると考えております。

次に、社会教育について、私の抱負をお話しします。

第2次府中町教育振興基本計画では、社会教育の基本方針を「学び合い 生きがい を育む社会教育の充実」としています。生涯各期に応じた学習機会を充実させるとともに、その学習活動で得た成果をボランティア活動や地域の指導者として生かす仕組みづくりを目指していきたいと思います。具体的には、府中町の小中学校はコミュニティ・スクールを取り入れ、地域と学校が連携・協働して地域教育力の向上を図っています。そこに人々の学習活動の成果を子どもたちの教育活動支援のために生かしていただいている地域学校協働活動などの取組を進めていきたいと考えています。

また、家庭教育支援にも力を入れていきたいと思います。児童生徒一人一人が志を持って自己実現を果たせるには、学校だけではなく家庭の在り方も重要です。平成18年に教育基本法が改正され、第10条に家庭教育に関する条文を新設し、父母その他の保護者が、子の教育について第一義的責任を有すること、生活のために必要な習慣を身につけるとともに、自立心を育成し、心身の調和の取れた発達を図るように努めることを明文化しました。家庭の教育力を回復させる取組が、今、求められています。子どもたちの教育の原点が家庭にあることを保護者の皆さんに理解していただけるよう、家庭教育支援を充実させていきます。

私の3年間の教育行政における抱負をお話しする機会をいただき、ありがとうございます。府中町において、社会総ぐるみで人材育成ができる環境を、議員の皆様の御理解、御指導、御協力をいただきながら、実現できるように精いっぱい取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問はございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 丁寧な御答弁ありがとうございました。

基本理念に対する新田教育長の思いや抱負を聞かせていただきました。これからも府中町の教育行政を引っ張っていただきたいと思います。

この中に、私は家庭教育は本当に道德と社会理念を子どもに親が教える本当の機会だと私は思っております。ということで、本当に学校教育より、例えば、人をいじめていいか悪いかとか、今の交通道德、こういったものは、本当は家庭教育で学ぶものだとは思っています。学校教育じゃないですよ。学校教育というのは、地理がどことか、算数がどうの、国語の漢字がどうのとか、これも必要ですけど、私はもうちょ

っと人間的な心温まるような家庭の教育、人を痛めたらいけませんよとか、弱い子をかばってあげなさいとか、これこそ本当の私は教育じゃないかと常々考えています。

それでは2回目の質問ですが、先ほど教育長の御答弁ありました令和の時代に入り刻々と時代の変化がある中で、本年1月26日に中央教育審議会が令和の日本型教育、教育長が言いましたよね、を構築を目指して、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指す旨の答申をされました。この個別最適な学び、協働的な学びの実現性について、府中町の教育行政について、どのように反映していこうとされているのか、お考えをお伺いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 西議員の個別最適な学びと協働的な学びの実現についてのお尋ねに答弁いたします。

来るべき2030年の社会と子どもたちの未来を見据えて改訂された新学習指導要領が小学校では令和2年度から、中学校では令和3年度から完全実施されております。学校教育では、この学習指導要領に示された資質・能力の育成を着実に進めることが重要になります。そこで、本年1月26日に出された中央教育審議会答申では、これまで培ってきた学校教育の在り方を発展させ、新しい令和の日本型学校教育の実現を目指すことを提言しています。そのキーワードとして、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく育成する個別最適な学びと、子どもたちの多様な個性を最大限に生かす協働的な学びを一体的に充実することにより、新学習指導要領が求めている主体的、対話的で深い学びを日々の授業において実現することができると考えています。

個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、本町の小中学校では、今後、様々な取組を推進してまいります。その中で、現在、特に力を入れて取組を進めておりますのが、授業におけるICT活用の推進です。GIGAスクール構想の前倒しで、今年春には全児童生徒に1人1台のパソコン及び各教室に電子黒板の配置が実現しました。授業にICTを活用することにより、従前の一斉授業から、さらに個に応じた学びや多様性のある学びを実現することができるのと同時に、級友やオンラインでつながる人々と協働して課題解決の学習を進めることもできます。また、児童生徒がICTを日常的に活用することにより、自ら見通しを立てたり、学習の状況を把握し、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行いやすくなり、個別

最適な学び、協働的な学びを展開することが可能になります。

これらを実現するためには、教職員の授業改善に向けた各学校の研究推進体制の拡充と教職員一人一人のICT技能の向上が必要です。そのために教育委員会としましては、学校に対し計画的に適切な指導・助言ができるように努めてまいります。

以上で答弁を終わります。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

10番西議員。

○10番（西 友幸君） 再々質問と要望でございます。

御答弁ございました。

今年の3月、保険会社の第一生命が大人になったらなりたいベストテンを発表しました。この調査、今年が32回目で、今回は小学校、中学校、高校生を含めたサンプル3,000人によるインターネット調査だったそうです。この調査では、小学生の女子の1位がパティシエだったそうです。それ以外の小学生の男子、中学生男女、高校生男女とも1位が何だったと思いますか、教育長。1位が会社員なんですよ。ユーチューバーやプロスポーツ選手、教師や公務員など上位を占める中、会社員という結果は意外でしたが、新型コロナの影響で自宅でリモートワークとなり、両親の働く姿を子どもが日々見て育っているわけですね。そういうことで、そういう結果になったのではないかと思われていますが、子どもたちが親の姿を見てそうなりたいと思ったことが、親の背中を見て成長するということは、親が社会教育、もう少し具体的な家庭教育とか道徳教育、正しく子どもに教えているからだと思います。

子どもたちの学力はもちろんですが、私がかねて、人としての道をきちんと歩むことが大切だと考えております。先ほどから同じようなことを言っているんですが。家庭教育や道徳は学校で習うことだけではなく、文字どおり家庭で学ぶことが多いのです。家庭の考え方や行動が子どもたちの成長に大きな影響を与えると私は考えております。

教育長は、これから3年で、本日述べていただいた抱負を実践されるわけですが、社会教育、家庭教育の分野につきましても、その大切さを十分理解していただいているとは思いますが、御尽力いただきたいことを要望し、私の一般質問を終えたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、教育長就任にあたって、10番西議員の質問を終わり

ます。

続いて、総務文教関係第2項、下岡田官衙遺跡を子どもたちの教育の場について、9番梶川議員の質問を行います。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 皆さん、おはようございます。

下岡田官衙遺跡を子どもたちの教育の場にということで、質問させていただきます。

下岡田官衙遺跡が今年3月26日、町内初の国史跡に指定をされました。この史跡は、奈良時代、国により設置された瓦ぶき礎石2棟を中心とした安芸駅家の可能性が高い施設でございます。駅家は都と地方とを結ぶ駅路沿いに設置され、公務で旅行する役人などの移動のための馬や食事、宿泊を提供する人馬中継施設としての役割を担っていました。

これらは町にとって貴重な財産であり、この遺跡は次世代に担う子どもたちに伝承していくことが大切だと思います。小学生には社会科副読本「わたしたちのまち府中町」が約5年おきに発刊されており、来年度は改訂される予定と聞いております。この副読本の改訂の際は、本遺跡を紹介し、子どもたちへ伝承することが必要だと考えております。

このように小中学生に本遺跡の学習機会を設け、次世代へ伝承していくことについて、教育委員会の考えをお伺いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） おはようございます。教育部長です。

9番梶川議員、下岡田官衙遺跡を子どもたちの教育の場について、答弁いたします。

下岡田官衙遺跡は、昭和32年の発見以来、長きにわたる発掘調査を経て、本年3月26日に正式に国史跡指定されました。まずもって、これまで御尽力いただきました関係者全ての皆様に感謝いたします。

梶川議員御質問の社会科副読本「わたしたちのまち府中町」の改訂の際、下岡田官衙遺跡を紹介してはどうかとのことですが、この社会科副読本は小学校3年生、4年生で使用し、府中町の町の様子、人々の暮らし、地域の伝統と文化、府中町の移り変わりなどについて、説明文とともに写真や地図、グラフを盛り込んで編集しており、

自分たちの住む地域について学習することを通して、地域社会に対する誇りと愛情、地域社会の一員としての自覚を養うことを目標としております。

副読本の編集は5年に1度改訂を行っており、来年度、町内小学校の社会科担当教員を委員とする編集委員会を設置し、内容を最新のものに改訂いたします。その中で、社会科の教科として目標を達成できるよう、令和5年度から使用する社会科副読本には下岡田官衙遺跡についても新たに盛り込みたいと考えております。

編集に際しましては、文化財の歴史的背景や現在に至る経過、保存や継承のための取組などに着目して、人々の願いや努力を考えることができるよう調査資料や年表を活用するなどの工夫をいたします。また、この副読本の改訂版はデジタル化していくことも検討をしております。

そのほか、本遺跡について、来年度から授業の中で指導できるよう、教材開発を予定しております。

次に、本遺跡を次世代に伝承していくことについて、教育委員会の考えについてですが、まず、本遺跡について、多くの方々に理解を深めていただくために、町公式ホームページや広報ふちゅうで紹介記事の掲載のほか、今年度は8月に史跡指定記念講演を開催し、町民の方に広く遺跡を紹介していく催しを行う予定でございます。

特に子どもたちへ伝承していく取組といたしまして、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業を考えております。この事業は、小中学生を対象に「歴史」・「自然」・「モノづくり」の3つのテーマで講座や現地調査などを実施し、府中を学び、府中を好きになる授業としての展開を考えております。本格的には府中公民館の新規オープンと合わせた来年度、令和4年度から取り組む予定でございますが、本年3月に下岡田官衙遺跡が国史跡に指定されたことを受け、今年度は歴史のテーマを先行して実施することを考えております。

講座の対象は、町内在住の小学校4年生から中学校2年生まで。講座の内容は、遺跡から発見された土器・瓦の観察、遺跡の現地見学、8月に開催する講演会への参加など、計4回の開催を考えております。

また、講座を実施する上では、府中町歴史文化財ボランティアにも協力を依頼する予定となっております。

このたびの講座や、今後、ふちゅう大好きキッズ育成プロジェクト事業などを展開することにより、国史跡指定となった下岡田官衙遺跡が大変貴重な歴史的財産である

ことについて、学び、体験してもらい、子どもたちが国史跡指定の遺跡がある府中町出身であることが自慢でき、誇りを持ち、次世代へ語り継がれるよう、教育委員会としても、学校教育、社会教育両面で取り組んでまいります。

併せて、来年4月開館の歴史民俗資料館においても、次世代の子どもたちや町民の方に町の歴史を伝えていく施設として、また、学習の場として活用してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 答弁ありがとうございました。

社会科副読本「わたしたちのまち府中町」の令和5年度改訂版には、下岡田官衙遺跡について新たに盛り込みたい、また、デジタル化や教材開発も検討しているという答弁をいただき、府中町の今後のまちづくりに大きな希望になると感じました。ありがとうございます。また、ふちゅう大好きキッズプロジェクト事業の中でも、府中の歴史をテーマに講座も計画をされているということもすばらしい取組だと考えております。

ここで教育長にお尋ねをしたいと思います。教育長御自身も、かつて本遺跡の発掘調査に携われたことがあると聞いておりますが、本遺跡の価値・重要性をどのように捉えておられるのでしょうか。また、子どもたちへ伝承することについて、改めて教育長の考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育長。

○教育長（新田憲章君） 教育長です。梶川議員お尋ねの下岡田官衙遺跡の価値・重要性と子どもたちへの伝承について答弁いたします。

私は、平成5年2月に下岡田官衙遺跡第9次発掘調査に発掘調査員として携わった経験がございます。この調査では、城ヶ丘丘陵の西先端に位置する水田を中心に発掘調査を実施しました。昭和60年の第8次調査において、隣接する水田から建物跡が発見されているために、下岡田官衙遺跡の関連遺跡の存在を調査する目的で行いました。残念ながら耕作地として造成された際に大きな地形改変があったことが明らかになり、特筆すべき遺構の発見はできませんでしたが、土師器、須恵器、陶磁器などの

遺物が発掘されました。

そのように調査に携わった下岡田官衙遺跡が、本年3月26日に国史跡指定されたことは感慨深く、大変喜ばしことと思います。また、昭和38年の第一次調査以来、58年という長い期間において、多くの方々の御努力、御協力いただいたことが、今回の国史跡指定につながったと思います。関わっていただきました専門家の方々や、遺跡保存に御理解をいただきました地域の方々に深く感謝申し上げます。

今回の国史跡指定により、下岡田官衙遺跡は古代山陽道に面した安芸駅家の可能性が極めて高いことが確認されました。平安時代中期に編さんされた延喜式では、全国に駅家は402か所存在したと記されています。その中で、駅家遺跡においては、兵庫県上郡町の落地遺跡、野磨駅家に次ぐ二番目の国史跡となりました。奈良平安期の駅路は、当時に律令国家にとって最重要なインフラであり、交通網や租庸調の徴税物資の運搬路としての役割とともに、当時の情報通信網として、様々な国内外の情報を都に短期間で伝える役割も担っていました。特に古代山陽道は、都と大宰府を結ぶ駅路で唯一の大路として最重要視されていました。日本後紀の806年の記事によれば、山陽道の駅家は大陸からの外国使節団の宿泊などに利用するため、白壁、瓦ぶき屋根からなる豪壮華麗な建物であったと記録されています。

これらのことから下岡田官衙遺跡は、我が国の律令国家時代の今後の史学的研究とともに、全国の駅家跡の考古学的研究の先駆けとして重要な価値を持つものと考えています。そして、この価値のある文化財を子どもたちに伝承していくことや、教材として活用していくことが重要になると考えます。

先ほど教育部長が答弁しましたとおり、学校教育、社会教育両面で、下岡田官衙遺跡の価値を伝承できる取組を進めてまいります。府中町に住む全ての小中学生の皆さんに下岡田官衙遺跡について学習していただき、郷土の歴史を通じてふるさとに誇りが持てるよう取り組んでまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

9番梶川議員。

○9番（梶川三樹夫君） 答弁ありがとうございました。

教育長さんが下岡田官衙遺跡の発掘調査に携わった経験があると聞いて、最初、大変驚きました。それと同時に、今後、府中町の子どもたちや町民にこの遺跡を伝え広

めていくことに大変力強く感じました。これからもよろしく願いをいたします。

最後に要望をさせていただきます。

まず、一昨日、下岡田遺跡を数か月ぶりに見に行かせていただきました。すると、紹介の看板が新しくなっておりまして、大変うれしく思いました。

そこでお願いですが、今後この場所を見学に来られる方も増えてくると思います。近くの方は歩いてこられるでしょうけど、遠くから来られる方は車で、県外からも来られる方がいるんじゃないかなというふうに思いますので。駐車場がないんですね、あそこには。歩いていくにはいいんですけど、車で行ったときに止めるところがないということもありますので、まず駐車場の確保、整備などができたらお願いしたいと思っております。

そして、今後の取組として、下岡田以外にも府中町には多くの歴史文化財があります。それらも今後、副読本や新たな教材にも取り入れていただきたいと思っております。

このことは要望とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、下岡田官衙遺跡を子どもたちの教育の場に、9番梶川議員の質問を終わります。

続いて、総務文教関係第3項、学校における設備、遊具の安全管理について、4番狩野議員、学校における安全管理の進め方について、16番橋井議員の質問を行います。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 皆さん、おはようございます。4番の狩野でございます。

今回、橋井議員との一括質問となっております。まず、私のほうから先に質問をさせていただきます。質問は、学校における設備、遊具の安全管理についてです。

2か月前の4月27日に、子どもたちにとって安全であるはずの学校で死亡事故が発生しております。報道によりますと、宮城県内の小学校で、防球ネットの木製支柱が根元から折れ、支柱の直撃を受け、児童1名が亡くなり、1名が重傷を負うという痛ましい事故が発生しております。倒れた支柱は高さ6メートル、重さ40キロで、支柱2本の間に幅7.5メートルのネットが張られており、この防球ネットで遊んでいた際に1本の支柱が根元から折れたとのことでした。

学校側には、この防球ネットがいつ設置されたか記録がないということで、校庭は、

休日、地元の野球チームなどの様々な団体にも開放されており、背後の体育館の窓にボールが当たるのを防ぐため、地域住民など、学校外の団体が設置した可能性が挙げられています。この支柱は、教職員による月に1度の目視や、触っての確認にとどまっていたということです。

この事故が起きる数日前には、この府中町内でも、同じように支柱が折れるという事故が発生しております。報道によりますと、府中町宮の町5丁目の交差点で、信号が取り付けられている柱の根元がさびて折れるという事故が発生しており、このときは幸い通行人や通行車両がなく、被害の発生はなかったとのこと。この信号柱は1980年に設置され、40年以上経過しており、2020年5月にあった業者による直近の目視調査では、倒壊のおそれなしと判定されていたということです。

これらの2つの事故は、ともに点検がされていたにもかかわらず、結果として柱が折れ、大きな被害が発生しております。柱の内部の腐食などは、目視や少し触っただけでは発見が困難と考えられ、実施されていた点検方法が異常を発見するには十分なものでなかったと思われまます。

子どもの学校生活における安全について考えた場合、登校時や下校時のけがや事故を未然に防ぐということで、PTAなどを中心に通学路の点検を行い、危険個所の洗い出し、対策を行うことで通学路の安全確保を図る取組が行われています。

一方、学校内の安全については、教職員の方に委ねることになります。学校における設備、遊具についての安全管理について、質問をいたします。

まず1つ目は、府中町内の小学校、中学校において、学校が正規に設置したものでない設置者不明の設備や遊具はないのでしょうか。存在の有無について伺います。

2つ目は、学校に設置してある設備及び遊具の点検頻度や点検方法などは、どのように行われているのでしょうか。安全管理方法について伺います。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 皆さん、おはようございます。16番橋井です。続いてよろしく願いいたします。

学校における安全管理の進め方について、質問をいたします。

我が国の学校では、全教職員が参加して学校保健安全法施行規則第28条に示された各学期1回の規定を超えて、毎月1回の頻度で安全点検を実施している学校が多い

と聞いております。ところが、毎月1回の安全点検では、実施する者にどうしても安全のためにする点検と負荷的、負担的な業務と意識されてしまいがちです。それぞれの学校で事故や災害が発生しない状況が続くと、安全点検が軽視され、まさかうちの学校ではという学校事故発生の危険性を他人事として捉え、見たつもり、確認したつもりという表面的な点検になってしまうことが危惧をされております。

本年4月27日に宮城県白石市の小学校で校庭の防球ネットの木製支柱が折れて、小学生2人が死傷した痛ましい事件が起きました。市教委は年1回、学校の遊具を点検していたものの、事故があった防球ネットは設置者が不明で点検の対象外となっていた。文部科学省は都道府県・政令指定市などを通じて、全ての学校の防球ネットの安全性を緊急点検するよう要請をした。点検をした上で、使用禁止や修繕などをすることも求めた。また、萩生田大臣は「学校の点検だけで安全性が確認できない場合は、業者などの専門的な点検を実施することが考えられる」と述べた。

文科省からの緊急点検の要請を受けて、府中町の小中学校でも点検を行ったと伺いました。どのような点検を行い、結果はどうだったのか、教えてください。よろしくお願いをいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育部長。

○教育部長（榎並隆浩君） 教育部長です。

4番狩野議員、学校における設備、遊具の安全管理についてと、16番橋井議員、学校における安全管理の進め方について、一括して答弁いたします。

お二人の御質問にありましたように、4月27日宮城県白石市の小学校において、木製の防球ネットが倒壊し、2名の児童が死傷する痛ましい事故が発生しました。

このような事故を未然に防止するために、各小中学校の設備や遊具については、文部科学省から示されている学校安全資料「生きる力」をはぐくむ学校での安全教育、学校の危機管理マニュアル作成の手引、学校施設における事故防止の留意点についてを参考とし、各学校において、日々適切に管理されております。

それでは、まず4番狩野議員の1点目の御質問、府中町内の小中学校において、設置者不明の設備や遊具の存在の有無について、答弁をさせていただきます。

各小中学校に設置してある設備については、各学校において設置者を把握しており、設置者不明の設備は報告されておられません。また、学校遊具についても、毎年、教育

委員会事務局職員が現地確認を行っており、設置者不明の遊具がないことを確認しております。

続いて、狩野議員 2 点目の御質問、学校に設置してある設備及び遊具の点検頻度や点検方法について、答弁させていただきます。

まず、点検の頻度ですが、毎月 1 回の定期安全点検、運動会などの行事前後や災害時に行う臨時安全点検、毎授業ごとに行う日常安全点検があり、毎月の定期安全点検では、工作物について、目視、触診、打診、振動、負荷、作動などを組み合わせた点検が行われ、また、フェンスや照明柱などの工作物については、町の建築技師による定期点検も年 1 回行っております。

また、学校遊具につきましては、専門業者への委託による定期点検を年 1 回行っております。この点検では、公園施設製品安全管理士の資格を有する技術者の監督の下実施され、一般社団法人日本公園施設業協会策定の遊具の安全に関する基準により、安全に使用できるか否かの判断を行っております。

これらの点検の結果、腐食や破損等が発見された場合や基準不適合の場合には、直ちに補修や修繕等の対応を行っております。

続いて、16 番橋井議員の御質問、宮城県白石市の小学校における防球ネット倒壊事故を受けた緊急点検について、誰がどのような点検を行い、結果はどうだったのかについて、答弁をさせていただきます。

府中町教育委員会では、この事故を受けて、町立学校敷地内のフェンス、塀、照明柱などの工作物と併せて、樹木なども含めて緊急点検を行うよう、4 月 30 日付で各学校に指示いたしました。

この緊急点検では、各学校の教職員により、毎月の定期安全点検と同様に、目視、触診、打診、振動、負荷、作動などを組み合わせた点検を行いました。なお、点検結果において、重大事故につながるおそれのある工作物等の不良は報告されませんでした。軽微な不良について 21 か所の報告があり、教育委員会の建築技師が現地調査を行い、緊急性等について判断し、必要な補修や修繕等の対応を行うこととしております。

今後も各小中学校と連携し、必要な安全点検・安全対策を着実かつ継続的に実施し、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いをいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

狩野議員。

○4番（狩野雄二君） 御答弁ありがとうございました。

町内の小学校、中学校には、設置者不明の設備や遊具は存在しないということから、適正な管理がされているものと思い、安心いたしました。答弁にもありましたが、学校及び教育委員会において、定期的な点検などの実施により、学校の設備、遊具の安全管理に努められていることは理解いたしました。日常点検などの通常の点検は、教職員の方が実施されているとのことなので、点検ポイントなどをしっかり把握して、確実な点検の実施をお願いいたします。

再質問といたしまして、遊具での事故やけがは遊具の点検だけではなく、安全な使用方法について、子どもたちが学ぶことも大切と考えており、特に小学校の低学年では、そのような教育も重要であると思います。

そこで、現在、小学校における遊具使用の安全教育は、どのようにしているかについて伺います。よろしくをお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 御説明ありがとうございました。適正に点検管理が行われているということがよく分かりました。

子どもは遊びを通じて、自らの限界に挑戦し、身体的、精神的、社会的な面などが成長するものです。集団の遊びの中で、自分の役割を確認するなどのほか、遊びを通じて、自らの創造性や主体性を向上させます。また、遊具は多様な遊びの場を提供し、子どもの遊びを促進させるものです。学校での遊具施設は、幅広い年齢層の子どもが利用するものであり、その中で遊具の適正な管理は欠かせませんが、学校での事故は時折見受けられるようですが、遊具とけがは、残念ながら切り離すことができない関係にあるようです。

小学校では、どのような種類の遊具があるのか、また、点検の結果、修繕を行った遊具の数と修繕費用について、お尋ねをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長（岩崎雅男君） 教育委員会総務課長でございます。

それでは、まず狩野議員2回目の御質問、学校における安全教育はどのようにして

いるかについて、御答弁させていただきます。

小学校においては、年度初めに各学級、各担任が遊具等の安全な使い方について指導を行っております。また、全校朝会や学年集会において、適宜、生徒指導と関連させながら指導を行っております。特に1年生は、生活科の授業で学校生活に関わる活動の学習をしています。この中で、楽しく安心して遊ぶこと、また、生活をする事、そして安全に登下校できることについて指導を行っております。そして、体育科においては、固定施設を使った運動遊びの学習を行っております。この中で、ジャングルジムやうんてい、滑り台などの遊具について、実際に利用しながら具体的に安全に関する指導を行っております。

このように生活科や体育科において、指導を行って上で、休憩時間にこれらの遊具が使えるようにしております。さらに、外遊びができるようになって1週間程度は、1年生担任は児童とともに外に出て、安全に利用ができるよう声かけを行っているところです。

続きまして、橋井議員の2回目の御質問、小学校に設置している遊具の種類と数、及び、点検結果を受けて修繕等を行った遊具の数と修繕費用はについて、答弁いたします。

現在、小学校に設置している遊具の種類と数ですが、鉄棒が14基、ブランコが10基、うんていが7基、ジャングルジムが5基、滑り台が4期、その他、登り棒やネットクライミングなど、5校、全部で65基の遊具を設置しております。

点検結果を受けて修繕を行った遊具の数と、その金額ですが、平成28年度から令和2年度までの過去5年間の実績で申しますと、計38基の遊具の補修、もしくは修繕を行っており、修繕費用は合計で453万2,226円となっております。

答弁は以上です。よろしく願いいたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

4番、狩野議員。

○4番（狩野雄二君） ありがとうございます。

要望として発言をさせていただきます。

学校に限らず、公園を含めて設置してある遊具は、子どもたちに多様な遊びの機会を与え、子どもの遊びを促進させ、成長に役立つものであると言われております。

一方、子どもは様々な遊びを行い、遊具を本来の目的と異なる遊びに用いることも

あります。先ほどの答弁にもありましたが、ソフト面では、子どもたちに遊具における安全教育を行っていただき、けがなどが起きないようにすることが重要です。

ハード面では定期的な点検を行い、劣化部分を発見し、補修を実施するなど、安全な状態を維持管理していくことが必要と考えております。

今回の宮城県での事故を教訓といたしまして、より一層の安全管理に取り組んでいただくことを要望いたしまして、私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 橋井議員、3回目の質問ございますか。

16番橋井議員。

○16番（橋井 肇君） 御説明、大変ありがとうございました。

遊具の修繕費用は結構かかるんだなということ、よく分かりました。

学校における施設整備は必ず、日々老朽化していくものです。学校環境の安全確保のためには、表面的で独善的な点検活動にならないよう、教職員のみならず、児童生徒や保護者を含めて、日頃から学校の安全に対する意識を高めておく必要があると思われまます。そして、学校の教職員による日常の安全点検に関わる真剣で丁寧な姿を児童生徒や保護者と共有することを通じて、学校の安全は教職員のみならず、児童生徒や保護者、さらには地域の関係者の参加と協働によって作り出されていくという相互信頼に基づく安全・安心の育成を目指した活動へと展開していくのだと思われまます。

児童生徒が安全に学校生活を送ることが第一です。大きな事故につながらないまでも塗装が剥げていたり、劣化が進んでいる遊具も多く見受けられます。子どもたちの成長のために欠かすことのできない遊具ですので、財政当局にもお願いをいたしますが、しっかり予算を確保していただき、今後も適正な維持管理に努めていただきたいことを要望し、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（益田芳子君） 以上で、第3項、学校における設備、遊具の安全管理について、4番狩野議員、学校における安全管理の進め方について、16番橋井議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで、休憩といたしたいと思います。

再開は10時45分からいたします。休憩。

（休憩 午前10時35分）

(再開 午前10時45分)

○議長(益田芳子君) 休憩中の議会を再開します。

~~~~~○~~~~~

○議長(益田芳子君) 続いて、総務文教関係第4項、固定資産税の課税誤りについて、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番(田中伸武君) おはようございます。6番の田中伸武です。

固定資産税の課税誤りについて、質問いたします。

町内の神社所有地から町が公園として賃借している用地2か所に、本来なら課税すべき固定資産税が50年以上課税漏れとなっていたことが明らかになりました。5月末に町民から監査請求があり、新聞報道されたこともあって注目されているところがあります。

町は、税務課発の報道資料としてホームページで課税誤りとミスを認め、おわびも表明されておられますが、公正で厳格であるべき税に対する町民の信頼が損なわれかねない事態だと思います。

監査については60日以内ということで、7月27日までに結論を出すべく委員が汗をかいておられます。ただ、監査請求の有無にかかわらず、執行部を監視する議会が気づいてもいいことだったかもしれません。議会の一員として住民に後れを取ったことを申し訳なく思いますし、これまで予算決算を承認・認定してきた責任も私たちにはございます。疑問点をただし、ここに執行部の見解を求めたいと思います。

第1点。まずは課税誤りが起きた原因と経緯についてであります。町のホームページによると、何年から課税漏れが生じたのか記されておられませんけども、新聞報道等では、えの宮公園が1967年から、総社跡が1964年から課税する必要があったと説明されています。昭和40年前後ということでもありますけれども、このとき、町は神社と具体的にどのような契約を交わしていたのでしょうか。

その質問1の(ア)当初契約の名目や内容、その後の契約の更新や変更。これはどの程度明らかになっていますでしょうか。説明では、当初から非課税を前提とした賃借料だったとしておられますけれども、契約書などにそれを裏づける文言は記されているのでしょうか。そして、その後の契約更新は少しずつ内容に変化もあるようです

が、どう変わっていったのでしょうか。

質問1の(イ)課税誤りの原因は、公園用地の担当課と税務課の情報共有がなされていなかったとのことですが、なぜ、なされなかったのでしょうか。現在の役場でいうと、公園担当は1階で、税務課は4階ということになるわけですが、公園担当課が初めに契約したとき、賃借であれば、当然、財務規則に基づいて、財政の担当に連絡するはずであります。素人目にも不動産の売買や貸しかり、これは公有地としては重要な財務上の手続でありますから、公園担当の職員が連絡を怠るとは考えにくいのでありますけれども、いかがであったのでしょうか。また、その財務の担当と課税の担当の情報共有もどうだったのでしょうか。それから一方で、固定資産税相当額という契約内容で、途中から契約がなされているようでもありますけれども、相当額という内容であれば、税務課のほうから、当然その価額が公園の担当課に示されたはずでありますけれども、価額を示しておいて、課税か非課税かに気がつかなかったということなんではないでしょうか。あるいは、3年に1回の固定資産税の評価替えのときに賃借料も改定されているようでもありますけれども、そのときも情報共有がされなかったということになるのでしょうか。

それから、質問1の(ウ)責任の問題であります。ちょっと厳しくて申し訳ないんですけれども、公園担当課であれ、税務課であれ、課税誤りを認めるということは、業務上の非違行為ということになります。そうすると、当然、責任問題も発生してくるわけですが、この点はいかがお考えなのでしょうか。

それから、大きな質問の2番目。今後の対応策についてでありますけれども、その質問2の(ア)遡及の問題であります。過去50年近くの課税誤りが判明したのなら、税条例などに基づき、遡って課税しなければならず、少なくとも時効でない5年分は税を遡及賦課することになりますけれども、今回はそれをしないという判断とお聞きしております。その根拠と理由は、何なんでありましょうか。税条例などに反していることにはなりませんでしょうか。

それから、質問2の(イ)こうした経緯を踏まえて、新年度からは課税し、賃借料は、その分上乘せして予算計上され、議会もその予算を承認したわけでもありますけれども、その根拠の説明を改めて求めたいと思います。あるいは、ほかの市町には、課税もしないけれども、賃料も払わないという、行って来いで、ゼロゼロのそういう例もあるようでもありますけれども、府中はいかがでありましょうか。それから、30年

ごとの長期貸借、20年というのものもあるのでしょうか、二、三十年の長期貸借を繰り返すということでもありますけれども、長期的に安定して町民の公園等を確保することであるならば、神社と交渉し買収することも、あるいは、公有化の検討もできるのではないのでしょうか。えの宮は難しいかもしれませんが、総社跡はいかがでしょうか。お宮のほうには全然聞いていないので申し訳ないんですが、そういうことも検討する対象ではないのでしょうか。

質問2の(ウ)同様事例の調査についてであります。今回、町のほうは、改めて同様事例の有無について調査し、該当事例がなかったということでもありますけれども、町内には様々な宗教団体や、あるいは学校法人や公益団体、いろんな非課税の用地があると思われるんですけども、何件の調査対象地があって、どのような調査をされたのでしょうか。現場に行って点検するという、そんな調査もされたのでしょうか。お伺いします。

質問2の(エ)、これ最後の質問ですけども、再発防止についてであります。固定資産税は町の会計にとっては、全部で毎年130億円近くの歳入をもたらしている大きなものであります。もちろん額が問題ではないんですけども、その事務としては膨大で、特に3年に1度の評価替えのときは大変だとお聞きします。しかもミスが許されない緊張感もあって、厳しい作業だと思います。限られた職員で、よく頑張っておられるのだと思いますけども、そういう中でこうした事態が起きないようにするためには、どんな対応策を、あるいは日常の体制をどう確保していくのか。そもそも固定資産税、もちろん固定資産税じゃないんですけども、職員体制全体に関わることなんですけども、重要な固定資産税のそういう事務、これは現状はどうあって、さらにどう確保していくのか。さらには情報体制の在り方というところも含めて、再発防止の策についてお尋ねいたします。

以上、税の行政の信頼を回復する中で、宗教と行政の関係についても、町民から疑念を抱かれないようにする必要があると思います。併せて、その公園などの公共用地の確保、あるいは、歴史文化の尊重という、いろんな観点も必要であるかと思います。

難題であるかもしれませんが、以上、町執行部の姿勢と見解をお尋ねします。よろしくお願ひします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） おはようございます。財務部長です。

6 番田中議員の一般質問、固定資産税の課税誤りについて、御答弁いたします。

このたびは、固定資産税及び都市計画税について、課税すべき土地を公共の用に供している土地との認識から非課税措置としていたという課税の誤りがありましたことについて、深くおわび申し上げます。大変申し訳ございませんでした。

なお、この御質問については、建設部の所掌に係る部分もございますが、一括して財務部から御答弁いたします。

それでは、御質問にお答えします。

当初契約の内容と経緯についてですが、当初契約の内容については、2か所の公園のうち、1か所は昭和39年6月1日から昭和64年5月31日までの25年間、もう1か所は昭和42年10月1日から昭和62年9月30日までの20年間の契約を締結しており、契約当初の賃借料は、2か所とも月額2万円でしたが、期間中、何度か金額の変更を行っております。

なお、平成3年4月1日からの30年間の契約期間が満了となる昨年度において、契約更新の事務手続を行う過程で、本件土地の固定資産税及び都市計画税の課税誤りが判明したものです。

また、契約価格については、当初契約の価格の根拠は不明ですが、平成13年度からは、固定資産税相当額以下での契約となっております。

次に、予算項目の変遷についてですが、当初契約のときから、節使用料及び賃借料で予算計上しております。款項目については、総務費、総務管理費、一般管理費、総務費、総務管理費、諸費、民生費、児童福祉費、児童福祉施設費など、複数の款項目にまたがっております。

部署間での情報共有がなされていなかった原因、背景についてですが、公園用地等の管理を所管している課において、課税に関する認識がなかったこと、また、税務課において、公共の用に供している土地について、有償で借り受けているかどうか、調査を行っていなかったことが原因と考えております。

次に、業務上の非違行為については、部署間の情報共有の不備により、結果的に課税誤りがあったことは免れない事実であり、その責任を痛感しているところでございます。

次に、今後の対応についてです。

遡及適用しない根拠と理由については、契約当初から双方が非課税を前提に契約を締結しており、仮に遡って固定資産税及び都市計画税を課税した場合、先方に対し、課税相当額を負担することとなります。町としては、現状において課税しなかったことによる収入減という不利益はありますが、課税相当額分の賃貸借料の負担が抑えられたという利益もあり、結果的に利益と不利益が相殺されており、遡及しないことといたしました。

新年度からの対応して、固定資産税及び都市計画税は課税いたしました。

賃貸借料の根拠については、平成13年度の固定資産税相当額以下という合意を踏襲し、改めて固定資産税及び都市計画税相当額を上乗せした契約額としております。

なお、公有化の検討につきましては、公園用地として買収するには高額な費用が発生するため、町の財政状況を勘案すると、困難ではないかと考えております。

次に、同様事例の調査の結果、他市町の例はについてですが、県内他市町に聞き取り調査を行いました。が、本事案と同様の事例はございませんでした。

最後に再発防止策ですが、これまで行っている町内全域を対象とした土地の定期的な現況調査に加え、本年度から各部署に対し、土地の賃貸借の契約状況を照会することといたしました。また、現在行っている非課税の適用開始時の調査に加え、今年度から固定資産の利用状況や確認調査を実施し、より適正な課税を行ってまいります。

なお、税務課の業務については、年度当初に課税事務が集中するという状況にありますが、応援体制を構築するなど、工夫をしながら新たな業務にも対応してまいりますと考えております。

答弁は以上です。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 答弁、ありがとうございます。

御答弁いただいたんですけども、やはりもうちょっと突っ込んでお答え願いたいと思います。

幾つかありますけども、1つはやっぱり当初の契約、あるいは、その後につながるわけですけども、最初の質問でもお尋ねしましたけども、固定資産税は課税しないと、そういう前提の当初契約であったという契約書上には文言がないんじゃないかと思うんですが、その合意の確認はあったのでしょうか。別に裏取引がどうか、当時どう

とかいうわけではないんですけども、目に見える契約書、あるいは、そういった形のところで、固定資産税は賦課しないんだという大前提であったという、そういう文言上の約束といたしますか、そこはあったのでしょうか。

平成13年から固定資産税相当額という契約になっておるわけですけども、それ以前はかなりアバウトな、年何十万とか、あるいは、月何万とかという契約であります。そういう中で、固定資産税は課税しないよという前提の上で、それじゃあ年何ぼという契約だったのでしょうか。その確かなやり取りというのは残っているのでしょうか。もちろん分からなければ分からないで構わんわけですけども、そこが以降、課税誤りを生む大きな要因だったと思います。契約の中で、固定資産税を課税しないんだという明文化があるのかどうか。これをちょっと改めてもう1回お聞きします。

それから、2番目として、やはり情報共有がされなかったその原因であります。

先ほどの御答弁では、やはり公園用地を管理している課において、課税に関する認識がなかった、あるいは、税務課のほうは有償で借り受けているかどうか調査を行っていなかったということですが、もちろん、だからこそ情報共有がなされていなかったんですが、我々からすると、お役所というのは、非常の土地の貸しかりだとかいうところは、かなり、いわゆる合い議というんですか、町内で特に予算に絡むときは綿密に連絡を取り合っているものと、私のようなアバウトな人間では到底できないような合い議、情報共有されていると見るわけですが、本当にそこがなされていなかったのでしょうか。それはなぜなのか。やはり、今、「なされていなかった」という説明だけでは、なぜそうなったのかが分かりにくいわけで、もう少し原因について、情報共有のところで、再度お尋ねしたいと思います。

それから3番目として、やはり大きなのは遡及賦課しないという判断であります。先ほどの御答弁でありますと、やはり実質的な損得勘定といたしますか、利益と不利益の相殺によって、遡及しても意味がないというような考えのようですが、実質的な利益、不利益の問題と、もう1つ大事なものは法を守ると、あるいは、税条例とか財務規則をきちんと守るという手続も大事なんじゃないのでしょうか。分かりやすく言えば、やはり形の上という失礼ですけども、法にのっとって、条例にのっとって遡及賦課する、一応すると。そのいろんな事情によって、仮にお宮のほうから、「いや、これは払えませんよ」という反論があって、そこでまた、じゃあ裁判なり何なりの手続で、じゃあ払わないということを決着をつけるという、そういう手続面が遡及賦課の問題

としては大事なんではないでしょうか。これは、損得とか、利益、不利益ではなくて、税に対する信頼、あるいは法に対する信頼、そこを守る手続。これはやはり必要なのではないかと、そういう面での検討もした上での遡及賦課しないという御判断なんではないでしょうか。改めて、そこはもう1点、再度、お聞きしたいと思います。

以上、再質問としては、今の御答弁を受けて、4つほど質問したいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

税務課長。

○税務課長（藤田正明君） 税務課長です。田中議員の質問にお答えします。

昭和39年からではありますけれども、契約当初から非課税を前提に契約を締結していると考えられます。府中町と締結した契約書には、土地の賃借料は、これ、平成13年からなんですけれども、固定資産税相当額以下とありまして、賃借料が固定資産税等の額を下回っております。固定資産税を課税されることとなれば、土地所有者に毎年損害が出るのが前提の契約となるため、非課税を前提にしているものと思われれます。

2番目の情報共有のない原因についてですけれども、こちらは公園の担当課が、ここが課税になる物件とか、ならない物件という認識は難しいかと思えます。税務課のほうにおいて、本来はできておいたらよかったですけれども、この契約はどういうものであろうとか、毎年、有料とか、そういう聞き取り、それができていなかったのが今回の一番の原因になります。

それから、遡及賦課につきましては、先ほどの答弁にありましたけれども、やはり課税しなかったことによる収入減がありますけれども、賃借料の負担が抑えられ、利益と不利益が相殺されるため遡及しないこととしました。

それから、他市町の例について、先ほどありましたけれども、有料であるものは課税され、無償であるものは非課税にという市町もありますし、あと、有料で借り受けて公園を造るということ自体がないような市町村もありました。郊外の市町では、そこまでして公園を造るいう必要がなかったためかと思われれます。

説明は以上です。

○議長（益田芳子君） 財務部長。

○財務部長（胡子幸穂君） 財務部長です。

確かに当初契約当時に契約書の中に税金のことは明文化されていないのですが、途中から固定資産税相当額以下とするという契約がなされております。平成13年以降に都市計画税が導入されたんですけれども、都市計画税が導入されて以降も、その固定資産税のみである状況というのは、契約の状況は変わっておりませんので、そのことも踏まえまして、契約の双方について、課税されるという認識がなかったと捉えられると考えております。

情報共有なんですけれども、固定資産税相当額以下とするという契約を税務課のほうに固定資産税額が幾らになるかという照会は来ておりました。ただし、それは賃貸借料を決めるために照会しますということが一切届いていなくて、固定資産税額の照会というのは、各部署から結構税務課にあるものですので、それが賃貸借料の決定のためという認識を税務課が持つことができなかったということを付け加えておきます。

以上です。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。

再度お尋ねしましたけども、やはりはっきりしないことが幾つか残っていますが、それ以上はなかなか分からないということなんでしょうか。

特に契約の中で、40年ぐらい前、50年ぐらい前の話でありますし、町長も当然、あるいは担当者も当然今はいないわけですし、お宮のほうも先代の宮司さんということになるわけですし、分からない面、多いんだと思うんですが、非課税かどうかの当初契約、文言上では契約書には全く表れてこないけども、双方そういう認識だったとみなすということでもありますけども、そこは、しかし、やはり本当にそうだったのか、なかなか解明しにくいけども、言っちゃ悪いですけど、やはり役場としては契約を結ぶとき甘かったと言わざるを得ないんだろうと思います。

それから、役場内の情報共有の面ですけども、これも再度お尋ねしましたけども、やはり公園課のほうには、そういう認識はなかったし、税務課のほうも問合せはあったけども、そういうのはよくあるけども、なかなか本当に借りるものか分からなかったということでもありますけども、予算書などに上がってくるわけですよ。先ほどの御説明だと、予算書の中で款項が結構動いていると。同じ賃借料という形状ではあるけども、あるときは総務費であったり、あるときは児童福祉費であったり、あるときは公

園費であったり、上げる場所もいろいろあると。そういうことも、大事な公有地の賃借という大きなものについて、恐らくどこにそうやって款項で項目が動くということは、町内でやはりある程度合い議なり何なりがあったんではないでしょうかね。そのとき、なぜ、そうなっていましたと、気がつきませんでしたという説明になるわけですが、それならそれで、やはりそれぞれの担当課の認識が甘かったと言わざるを得ないのではないかと思います。

それから、やはり一番の大きな問題は遡及賦課の問題だと思います。先ほど再質問でも問いましたけども、利益、不利益の問題ではなくて、やはり税の信頼とか、法をどう守って手続をするかという、その視点がやはり、先ほどの再質問でもお答えがなかったんですけども、大事なんではないかと思います。この辺は、やはり弁護士さんとももちろん相談されているんでしょうけども、利益、不利益以外の手続、そういうところも併せて再度御検討いただきたいと思います。

これ、3回目の質問でしたよね。

○議長（益田芳子君）　そうです。

○6番（田中伸武君）　最後の質問なのであれですけども、もちろん、今、監査請求がありますので、これに対応すべく町も聞き取りに応じておられ、監査の請求の結果も出て、あるいは、その結果によると訴訟ということになって、今度は司法でのいろいろな検討になるのかもしれませんが、やはりその法令と税の厳格さという面はもうちょっと考えていただきたいと思います。

以上を踏まえて、最後の質問になって、これは町長にお尋ねしたいと思うんですけども、特に2点にしましょうかね。

1つは、先ほどの遡及賦課しないことの根拠。これは損得勘定だけではないんじゃないかと。法を守ると、あるいは、民主主義を实践する自治体の行政として、そこはやはり手続をきちんとすべきではないかということ、これを再度、町長にお尋ねします。

そして、もう1点は、町長に、これは厳しいですけども、やっぱり責任問題であります。ミス認めとるんであれば、やはり業務上の何らかの非違行為ということになってしまいます。職員の処分問題と直結するわけではないかもしれませんが、あるいは、こちらも時効やら何やら問題があると思いますけども、その責任を痛感しておられるという部長答弁であるならば、町のトップとして、町長も40年以上、この役

場におられて、税務課も担当されたかどうかは知りませんが、いろんな庁内のことを見ておられる中で起きたミス、そういうこともあるかと思います。そこらの責任問題も、やはりもっと考えなければいけないんじゃないかと思うわけであります。

以上、最後に町長には、その2点をお尋ねし、さらに御所見があれば伺いたいと思って、私の質問の最後にさせていただきます。お願いします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町長。

○町長（佐藤信治君） 私への質問が2点あるので、まず、それをお答えしたいと思うんですけど、課税の遡及適用というのは、おっしゃられるとおりです。課税は時効があって、全部ずっと戻るわけにいかないですね。やっぱり法的な安定性というのがあるので、5年間遡及適用できます。したがって、法令上5年間は遡及適用すべきだと思います。ただ、本件の場合、先ほど来、申し上げていますように、遡及適用をして課税をすると、同時にその出発点の趣旨から踏まえると、賃貸借契約もそれだけ金額を増やしていく必要があるということがございますので、それなら、先ほど答弁ありましたように、実質的な損得いうんですかね、そういう言い方しないほうがいいと思いますけども、それが無いんだから遡及適用をしないということ判断をしたということでございます。税法上からいけば遡及適用すべきだと思います。ただ、やることによつての利益がないということで見送ったということでございます。この辺は法の解釈もありますので、我々はそのように今現在考えていますが、今、住民監査にもかかっていますので、そこでどういう見解が出るかということも踏まえて対処してまいりたいと。ただ、結果的には同じになってしまうということをお理解いただければというふうに思います。

それから2点目は、責任問題であります。この責任問題ですね、この賃貸借契約と課税しなかった歴史をずっと遡っているということなんですけども、関係者は皆さんいらっしゃらないんです、当初ですね。直近の今の現在を繰り返しているという、直近の部分については、業務に非があったということは確かなので、そこは一定のけじめをつけるというんですかね、そういったことが私を含めてあるのかなというふうに思いますので、これも住民監査の請求の結果を踏まえまして、まず、この問題、発見したんは住民監査請求が出たから発見したんじゃないですよ。町が認識して、これ誤ると、だから来年度からそうしよう。5年間遡るといふ部分については、先ほど

申しあげましたように利益がないんで見送りましょう。ですから、住民監査請求の前に、ちゃんと将来にわたって適正な状態にしたわけです。それは御理解いただきたいというふうに思います。そういうことですけれども、住民監査請求が出て、そこで住民監査の中で方向性が出ると思いますので、それを踏まえて非違行為の対応である、非違行為であることは確かなわけです。法律違反であることは確かなんですから、被害の状況と、それから、そうしたときの職員の職責等を見まして判断をしてみたいというふうに思っております。

それから、質問2点あって、御答弁させていただきましたが、長い歴史の中で、予算、款項、多分、いろいろ変わっただという御指摘いただきましたけど、所管がぱっぱっぱ変わっているということで、それぞれの所管で持っている事業の中に位置づけが変わってきて、そう変わってきたんかなと、今、全部調べてませんけども、そういうふうに感じておるところです。

本来なら、有償で借りた土地が公共の用に供したとしても課税なんです。税法上そうなっているんですから、それをちょっと見落としとしておったというのは、例えば税を担当していないところでも、税を担当していないので税法を全部知っているわけじゃありませんので、それを見落としとった、あるいは承知していなかった。それは町全体で、そのためにも職員も一定の、逆に評判悪い部分もあるんですけど、人事異動ようし過ぎるという評判もありますけども、一定の部署を経験するために人事異動をやって、いろんなところを経験して、いろんな法律を身につけてもらおうと、そういったこともやっているんですけど、結果的にそうであったというふうに思いますし、税のほうも非課税であるということについての着目をして、一定の調査を全て漏れなくやっておるということが抜けておったということはあったと思いますので、役場の組織運営、行政運営について反省する点が多くある、多々あったというふうに認識しておりますので、大変申し訳なかったというふうに思っています。これ、申し訳ないだけの話にしないで、今後ないように、どういうことができるか、検討してみたいというふうに思います。

以上です。

○議長（益田芳子君） 以上で、第4項、固定資産税の課税誤りについて、6番田中議員の質問を終わります。

以上で、総務文教関係の質問、全部終わります。

続いて、厚生関係の質問を行います。

厚生関係第1項、コロナ対策支援金の申請手続きについて、3番西山議員の質問を行います。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 3番西山です。質問事項、コロナ対策支援金の申請手続きについて、一般質問したいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

これまで、事業所向けの新型コロナウイルス感染症関連施策として、府中町頑張る中小企業者応援金や持続化給付金など、国、広島県や府中町が主体となり支援策を展開されてきました。

このたび、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う人流抑制の観点から、令和3年5月16日から令和3年6月20日まで、非常事態宣言、緊急措置期間があり、協力いただいた飲食店に感染拡大防止協力支援金を支給することとなっています。

これまでも、コロナ対策支援金の支給はありましたが、今回の申請もこれまでと同様に提出書類が多く、記載方法が難しいとの声もあり、支援策を受けたくても諦めるなど、申請手続に御苦労されている事業者がいると聞いております。

このような町内事業者に対し、町はどのように対応されているのか伺います。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。

3番西山議員からの一般質問、コロナ対策支援金の申請手続きについてに御答弁させていただきます。

事業者向けの支援は、国の持続化給付金に始まり、広島県による感染症拡大防止協力支援金、頑張る飲食店応援金、町による小規模事業者支援金、事業者応援スタンプラリー、飲食店応援金、頑張る中小事業者応援金など、国、県、町がそれぞれ主体となり、申請手続等を行ってまいりました。

御質問の令和3年度広島県感染症拡大防止協力支援金につきましては、第1期と第2期に分かれております。

第1期の期間は5月12日から6月1日まで、第2期の期間は6月2日から6月20日までとなっております。当支援金は、広島県内に所在する飲食店が休業、また

は、酒類、カラオケ設備の提供をしないで20時までの時短営業を行った場合について、支援金の支給を受けることができます。受付期限は、第1期が6月30日まで、第2期は7月20日までとなっています。いずれもインターネットによる申請か郵送によりますが、別々に申請することが必要となっております。

議員御指摘のとおり、国や県の事業者向け支援金等の申請は、対象となる事業者数が非常に多く、必然的に条件設定が細かくなってしまいうため、申請方法が記載されている手引書も膨大な量となり、結果的に分かりにくい、難しいと感じてしまう状況にあるのだらうと思われます。

そのため、広島県は申請サポート会場を設けて対応も行ってはいますが、コロナの影響も踏まえて事前予約が必要であり、多くの必要書類を持って遠くの会場まで足を運ぶことになるのが現状です。

町としての対応でございますが、国や県の支援制度が立ち上がりますと、そのホームページや送られてくる申請書類一式を直ちに確認して、内容を把握することに努め、対象者は誰で、いつから受け付けるのか、締切りはいつなのか、どこにどうやって申請するのか、コールセンターの電話番号は何番か等を確認し、事業者の方が町の窓口に来られても説明できるようにしているところでございます。

また、府中町商工会には、加入事業者はもとより未加入事業者に対しても加入促進に結びつけるきっかけとして相談に応じていただくよう依頼することも考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問でございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 御答弁ありがとうございます。

感染拡大防止協力支援金の締切りは、こちらは確認ですが、5月16日から6月1日を第1期として、6月30日まで。6月2日から6月20日を第2期として、6月21日から7月20日締切りとなっているということです。

引き続き、もう1つ支援金についてお聞きしたいと思います。

緊急事態措置に伴う飲食店の休業、時短営業、外出自粛の影響で売上げが30%減少したその他の事業者の支援金として、広島県頑張る中小事業者支援金の申請もスタートしているということですが、こちらも支援手続が前回と変わっています。対応は

いかがでしょう。お伺いたします。

○議長（益田芳子君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

3番西山議員、2回目の御質問、広島県頑張る中小事業者月次支援金の対応についてお答えいたします。

広島県では、新たに頑張る中小事業者月次支援金が6月21日から始まりまして、申請書一式は届いておりまして、町で配付をいたしております。

内容ですが、一事業者当たり、中小法人は月20万円、個人事業者は月10万円を上限に給付するというものでございます。対象者は県内に本社、本店がある中小法人、個人事業者で、例えば、食材、食品、酒類、おしぼり、清掃など供給事業者、バスやタクシー、理容院、美容院、クリーニング店などがございます。緊急事態措置に伴う飲食店の休業、時短営業、外出自粛等の影響により、5月分、6月分の月間売上げが、前年または一昨年と同じ月と比較して30%以上減少していること、そして、50%以上減少している場合は、国の月次支援金制度の給付を受けていることが必要でございます。そして、国の持続化給付金を受けていても対象となりますが、今年5月以降の広島県感染症拡大防止協力支援金の対象となっている場合は申請ができません。5月分は6月21日から8月20日まで受付をし、6月分は7月1日から8月31日まで受付を行います。いずれもインターネットによる申請か郵送によって別々に申請することが必要です。

これらの窓口は、議員御指摘のとおり、直近の支援金でございます広島県感染症拡大防止協力支援金とは異なり、頑張る中小事業者月次支援金センターとなります。1回目に答弁いたしましたこれまでの支援制度と同様、複雑で非常に分かりにくく、難しいと感じてしまう内容となっております。

相談対応ですが、これも1回目の答弁と重複いたしますが、担当職員が可能な範囲で内容の理解に努めており、相談者目線に立ち、寄り添い、安心していただけるよう、優しく丁寧な対応を行っているところでございます。また、商工会にもこれまでと同様な協力を求めており、連携体制を取っております。

引き続き、現状に満足することなく、さらなる対応の向上に努めてまいりたいと考えております。

答弁は以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（益田芳子君） 3回目の質問でございますか。

3番西山議員。

○3番（西山 優君） 御答弁、ありがとうございます。

感染症拡大防止協力支援金、広島県頑張る中小事業者支援金、どちらも事業を今回再開するには大切な資金です。しかし、支援金を支給していただくには、申請手続きもさらに要るようですが複雑になっており、府中町の担当者、府中町商工会の職員の方々、いろいろなその他の仕事もあるでしょうが、申請手続きをされた皆さん全員が手続きを完了できるよう、御協力いただけるよう要望いたします。

そして、もう1点。今回の件で、新たなもしかしたらコロナ対策の支援が必要になる場合もあります。その折は、また御検討いただきたいという要望を踏まえて、私の質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（益田芳子君） 以上で、第1項、コロナ対策支援金の申請手続きについて、3番西山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第2項、水分峡森林公園の魅力ある公園づくりと安全体制について、2番宮本議員の質問を行います。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 2番宮本でございます。水分峡森林公園の魅力ある公園づくりと安全体制について、御質問いたします。

府中町第4次総合計画基本施策3-2「総合的な環境対策の推進」で、水分峡森林公園の来場者数の増加、平成27年度来場実績9万5,700人から、令和7年度に12万人を目指しております。その施策の展開として、1、自然と触れ合える場、緑化の推進、2、水辺の保全、四季を通じての憩いと心の環境づくり、3、良好な環境を確保できるよう関係機関との連携としています。

今、平成30年7月豪雨災害の復旧に向けて、関係部署、業者各所に御尽力いただいております。ありがとうございます。

しかし、完成後もこのままでは来園者増員には不十分と思われまます。

全国各地の人気森林公園をインターネットで調べたところ、子どもが遊びに行きたいと思う森林公園が最も来園者が多いと分かりました。現状の水分峡森林公園は、子どもに対して魅力のある公園と言えるでしょうか。また、来園者の数の増加を望むに

は、あまりにも安全面に心配なところがあり、異常事態が起きたときの来園者への緊急の連絡・伝達方法が、管理棟の人の足のみという状況でございます。子どもが遊びに行きたいと魅力を感じることで、親が連れていっても安心と思える森林公園を造らなければ、来園者の増員を図れないと考えます。

そこで質問いたします。

1、今、全国的に一般の公園は危険という理由で遊具が撤去されております。国土交通省でも、現在の社会問題に挙げられる子どものインドア化が進むのも、公園の遊具がなくなったから行きたくないなどという子どもの気持ちの変化が一因としております。事故が起きたら、すぐに遊具を取り外すのではなく、事故の過程を知り、その原因を取り除いていくことが大切ではないでしょうか。そうでないと、本当の意味で大切な公園は造れないと思います。

府中町のすぐそばにある広島市森林公園という中四国で人気ベスト5に入るよい見本があります。昆虫館やモノレールとまではできないとしても、せめてアスレチック遊具を充実すれば、子どもたちも遊びに行きたいと思ってくれるのではないかと考えております。

また、あまりにも利用するに当たって禁止事項が多過ぎます。キャンプ場以外での火の使用禁止は当然と思いますが、炊事棟に限るといえるのはいかがなものでしょうか。家族キャンプで楽しみなのは、野外で火を囲んだバーベキューではないでしょうか。土間への直火は駄目にしても、ちゃんとしたグリル等の製品を使ってならよいとするとか、そういうことがあると思います。ほかにも、遊泳、釣りも禁止ですが、これらの禁止事項について、来園者の増加を図るため見直す規定を考えているのかどうか、町の考えをお伺いします。

2、多目的な来園者が自由に出入りできる開放的なすばらしい公園とっておりますが、さきに言ったように、非常事態でも情報伝達網が人のみというものはいかがなものでしょうか。管理棟から発信する非常放送として、管理棟から憩いの広場ぐらいいまで聞こえるスピーカーを配置し、誰にでもすぐに、迷子や緊急事態や危険に対処できるようにするのはいかがでしょうか。この体制ができれば、いろいろな情報発信も可能になり、イベント等の用途にも広がりができ、団体の利用者も見込まれると思います。

さて、入園者から管理棟に情報を伝えやすくするために、来園者が集まるスポット、

あずまや、広場、トイレなど、緊急連絡先として、管理棟の電話番号を分かりやすい位置に掲示をしてはいかがでしょうか。お年寄りなど、携帯を自由に扱えない人には親切な対応だと思っております。

以上、水分峡森林公園を子どもからお年寄りまで集える魅力ある公園にし、さらに安心・安全に利用していただけることを踏まえて、町としての考えを伺います。よろしく申し上げます。

○議長（益田芳子君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。2番宮本議員からの一般質問、水分峡森林公園の魅力ある公園づくりと安全体制についてに御答弁させていただきます。

水分峡森林公園は、府中町の北東部に位置し、自然の溪谷を生かした緑豊かな公園です。広島市都市部からも近く、展望台からは広島湾までが一望でき、身近な川遊びや自然探索の場として、四季を通じて人気のスポットとなっていますが、議員が言われるとおり、平成30年豪雨等により被災しました公園内及び林道の復旧工事を進めているところでございます。公園の利用につきましては、現在、大堰堤までを開放していますが、この8月頃にキャンプ場までの区域を開放し、令和4年4月には全面開放する予定でございます。

それでは、1つ目の御質問、魅力ある公園づくりとして、来園者の増加を図るため、アスレチック遊具の設置や公園の利用に当たっての禁止事項を見直す規定を考えているのかについてですが、禁止事項については、安心・安全に公園を利用いただくためには、最低限の禁止事項は必要であると考えています。しかしながら、キャンプ場内の炊事棟以外での火の使用禁止は、山火事防止の防火設備がないなど、施設面による制約であるため、施設の整備により改善できるものもと考えています。当公園は、施設の老朽化や利用者ニーズの変化、森林の管理不足などの課題が現状としてあります。その課題解決に向けて、より親しみやすい、魅力ある当公園の再整備について検討を行ってまいります。

続きまして、2つ目の御質問、迷子や緊急事態など、危険に対処できるよう管理棟から憩いの広場ぐらいまで聞こえるスピーカーの配置と、緊急連絡先として管理棟の電話番号を分かりやすい位置に掲示できないかについてですが、生命等に関わる情報については、当公園内に防災行政無線のスピーカーが設置されており、当スピーカー

の運用を考えています。それ以外の情報については、1つ目の御質問で答弁しましたとおり、当公園の再整備を検討する内容の一つとして考えてまいります。また、管理棟の電話番号の掲示については、分かりやすい位置に掲示を行ってまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（益田芳子君） 2回目の質問ございますか。

2番宮本議員。

○2番（宮本 彰君） 答弁、ありがとうございました。

5月22日に広島で大人気のテレビ番組、西村キャンプ場が放送されました。高尾山頂上付近の岩谷観音での、あのすばらしい県下第2位の人気を誇る眺望、360度の絶景、余談ですけれども、新人議員の一部は町境の確認登山で体感しております。町長も、ぜひ、いかがなものでしょうか。水分峡森林公園の自然の美しさを紹介していただいたおかげで、週末は混み合うほどのにぎわいを今見せております。これもひとえにそのときに対応いただいた環境課の皆さんの成果とっております。御苦労さまでした。ゆえに、来場者が増えれば増えるほど、安全に対し過度なほど対応しておかないと、迷い子、害獣、小火災などの何か問題が起きたときの対応の不備は、マスコミや世間が注目するところになります。そのためにも早期の検討を要望いたします。

四季も初夏となり、森林公園を散歩する高齢者も頻繁に、今、拝見できます。そんな高齢者の方々に、飲物を持って歩いていらっしゃる方は少ないように見えます。ぜひ、せめてキャンプ場や石ころび池等に自動販売機か、電気設備が無理な場合は衛生的な水飲み場を設置願いたいと要望いたします。

以上、要望で質問は終わります。

○議長（益田芳子君） 以上で、第2項、水分峡森林公園の魅力ある公園づくりと安全体制について、2番宮本議員の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（益田芳子君） ここで少し早い時間でございますが、昼休憩といたしたいと思います。再開は13時からいたします。休憩。

（休憩 午前11時50分）

（再開 午後 1時00分）

○副議長（児玉利典君） 議長を交代いたしました。

休憩中の議会を再開します。

~~~~~〇~~~~~

○副議長（児玉利典君） 続いて、厚生関係第3項、孤独による生活支援と孤立による自殺防止対策について、14番齋藤議員の質問を行います。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） こんにちは。14番齋藤です。ただいまから一般質問、質問事項、孤独による生活支援と孤立による自殺防止対策、この問題で質問させていただきます。

新型コロナウイルス禍で、孤独・孤立が深刻な問題になっています。特に独り暮らしで近所の付き合いもなく、親族もいない、日常の支援者もいない人、あるいは人に迷惑をかけたくない人など、高齢化とともに増加傾向にあります。また、若者など、アルバイト、パートで失業中の生活困窮者、物心両面で孤立している方など、去年は全国で2009年以来の自殺増となりました。

高齢化も進み、また、独り世帯の増加の加速化、緊急事態宣言下、家へ閉じ籠もる人が多くなり、年齢の加齢とともに筋力の衰えにより急激に体が悪くなっている人が日常的に見受けられます。

私の実体験であります。私の事務所の奥へお住まいの80歳代の男性が、今年の2月14日に駐輪場で倒れており、何とか自宅まで連れていき、同町内会長へ連絡して面倒を見てもらいました。本人は1週間以上、水のみで食事をしていないとのことでした。生活苦でガス、電気も止められており、電話もなく、連絡手段もありませんでした。翌日には近所の方の応援があり、病院へ救急車で搬送されました。その後、6月9日に私が車を駐車場に入れたとき、本人よりベランダから助けを求められました。以前、お世話になった町内会長へ連絡を取りましたが、入り口に鍵がかかっており、不在の連絡を受けましたので、不動産屋より合い鍵を借りて部屋に入ったところ、布団の中で昏睡状態でした。府中町の職員、ケースワーカーの御協力により、坂の済生会病院へ緊急搬送してもらいました。本人は、20日ぐらい水のみとのことで、栄養失調で昔の面影もなく、大変体が衰弱されていました。

今後、高齢化が進み、孤立の人が待ったなしで増加してまいります。町としてのきめ細かい対応、対策が必要となってまいります。この難問題に対する町の対策を具体的にお聞かせください。よろしく願いいたします。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 福祉保健部長です。14番齋藤議員の一般質問、孤独による生活支援と孤立による自殺防止対策について答弁いたします。

新型コロナウイルスによる自粛生活が継続している中で、生活困窮に至る人の増加とともに、外出する機会の減少により社会の中で孤立していく人も増え、経済的支援とともに精神的な支援も必要な状況になっております。

また、議員御指摘のとおり、高齢化による孤立とともに、コロナ禍でアルバイト等の失業による若者の経済的及び精神的な孤立も深刻化しております。

2020年の全国の自殺者は、リーマンショック直後の2009年以来、11年ぶりに増加に転じ、前年度比912人増の2万1,081人と発表がありました。広島県においても、令和元年の自殺者数は年間448人、令和2年は年間425人で、1か月平均35から37人でしたが、令和3年は1月から3月の3か月間で138人となっており、1か月平均46人と増加傾向にあります。本町においても、令和元年度及び令和2年度ともに年間3名の自殺者数でしたが、令和3年は1月から3月の3か月間で、既に3名と過去2年間の年間自殺者数と同数となっております。

生活支援及び自殺防止対策については、まず、一人一人が抱える問題、課題について、お話をお聞きし、一緒に問題解決をしていく相談事業が大きな柱となります。経済的問題ばかりではなく、健康問題、人間関係の問題など、様々な問題を抱えられております。さらに新型コロナウイルス感染症の影響により、複雑で深刻化しておりますので、様々な側面から支援できるように複数の課で連携しながら相談を進めております。

自殺防止対策につきましては、平成31年3月に、いのち支える府中町自殺対策行動計画を策定し、計画に沿って事業を進めています。主には、相談事業、啓発事業、ゲートキーパー研修会の実施です。

相談事業は、主に福祉課と健康推進課で、こころの相談窓口を令和2年7月に開設し、相談に当たっております。令和2年度の相談件数は、町全体で延べ3,241件、うち自殺関連の相談件数は53件ありました。令和3年度は4月末までの1か月ですが、延べ228件、うち自殺関連の相談はございませんでした。誰もが相談できるように相談窓口についての広報等を継続していくとともに、啓発事業も9月の自殺予防

週間、及び、3月の自殺対策強化月間に合わせて継続実施してまいります。

また、自殺対策を支える人材育成の推進のため、町職員のゲートキーパー研修会を毎年開催しております。令和元年及び令和2年の2か年で、46.2%の職員が研修を終えています。ゲートキーパーは命の門番とも言われ、自殺の危険のサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことです。ゲートキーパーを1人でも多く育てていくことは大切なことと考えております。

生活支援につきましては、国においては新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、緊急小口資金・総合支援資金による生活費用等の貸付けを実施したり、住居を失うおそれのある方等に対し、住居確保給付金を支給することで、安定した住まいの確保を支援したりするなど、多くの支援策を実施されております。

町においても、住居確保給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響がなかった令和元年度には、相談・申請とも0件でしたが、令和2年度は相談289件、申請57件と大幅に増加しております。

緊急小口資金も、令和元年度は相談4件、申請3件でしたが、令和2年度は相談308件、申請272件に、総合支援資金は令和元年度は相談・申請とも0件でしたが、令和2年度は相談168件、申請149件と、ともに大幅に増加しております。

生活保護世帯につきましては、令和元年度と令和2年度では世帯数はほぼ横ばいでしたが、令和3年度になり、新規申請が増加しております。新規申請は、昨年度までは1月平均三、四件でしたが、令和3年度に入り、4月は7件、5月は6件と1月の申請件数が増加しております。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化していることを反映しているのかもしれませんが、増加する相談者の一人一人の困り事に寄り添って、生活の支援、そして就労を希望される方には、その後の就労支援も含めてしっかり対応してまいります。

議員御指摘のとおり、おひとり暮らしの高齢者の方については、生活全般の支援も必要とされる方も多く、これから夏場にかけて熱中症の心配もあり、地域の方や民生委員、児童委員の方と協力しながら、また、関係機関と連携しながら見守りを継続していく中で、必要な支援ができるように努めてまいります。

一方で、ひきこもり等による生活実態の把握が困難な方の支援につきましては、実態把握に努めるとともに、社会とのつながりの方法についても研究してまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○副議長（児玉利典君） 2回目の質問ございますか。

14番齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 本当に丁寧な答弁、大変ありがとうございます。心より御礼申し上げます。

2番目の質問に入らせていただきます。

6月22日付の中国新聞の記事によると、広島市南区で孤立を防ぐため、公共施設などで月に1回のペースでサロンを開催、今では社会福祉協議会や包括支援センターの職員、民生委員が加わっている。参加者は困り事や悩みを気軽に語れるようになったとあります。また、年代を問わず、オンライン対応も実施しているということで、町でも、実績、成果が上がる具体的な取組などをお尋ねいたします。答弁のほう、よろしく願いいたします。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） ただいまのお尋ねのオンラインを活用した具体的な例につきましては、コロナ禍で集団での教室や相談事業が困難となる中で、子育て支援課における母子保健事業のオンラインを活用した相談事業と、福祉課における手話通訳によるオンライン相談を実施しております。

母子保健におけるオンライン実施事業は、全体で6事業、実施しております。具体的には、妊娠6か月から7か月の人とその家族を対象としたマタニティー教室、妊娠16週以後の初産婦とその家族を対象としたパパママ沐浴教室、生後4から6か月児とその保護者を対象としたごっくんもぐもぐ離乳食教室。生後四、五か月児とその保護者を対象とした4か月児すこやか赤ちゃん広場、生後9から10か月児とその保護者を対象とした9か月児のびのび赤ちゃん広場、1歳6か月から3歳未満児とその保護者を対象としたわくわく親子歯みがき教室の6事業をやっております。

主な事業の令和2年度の実績といたしましては、4か月児すこやか赤ちゃん広場が237件、9か月児のびのび赤ちゃん広場は240件の相談をオンラインで受けております。

コロナ禍でも親子が孤立しないように、今後も継続してまいります。

福祉課の手話通訳によるオンライン相談は、今年の1月から実施しております。直近であります今年度4月、5月の実績につきましては24件、リモートに要した時間

は、計4時間10分でした。

今後もいろいろとアイデアを出しながら、コロナ禍ではございますが、事業が止まらないように、引き続き継続できるように、いろいろなアイデアを出しながら取り組んでまいりたいと思います。

以上でございます。

○副議長（児玉利典君） 3回目の質問ありますか。

齋藤議員。

○14番（齋藤 昇君） 今、いろいろルール、お話を聞きまして、しっかり前向きにいろんな形でやっていただいているということで一安心しておりますが、引き続きしっかりよろしくお願いいたします。

最後の質問になりますが、世帯でライフラインの電気、ガス料金を滞納され、止められておられる町民への対処はないですか。また、電話など、通信手段のない人に町と直結した連絡方法の対処などをお聞かせください。よろしくお願いいたします。

以上です。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

福祉保健部長。

○福祉保健部長（山西仁子君） 今の御質問なんですが、議員が御指摘のようにライフラインが止められる事例はございます。原因として考えられるのが経済的な理由で支払えないというような場合と、経済的な理由ではないんだけど、支払いの判断ができない場合とあるかと思えます。

前者の経済的な理由の場合は、状況が把握できましたら、早急に生活支援の対応しております。本来ならば、そのような状況になる前に相談ができるように、相談窓口の広報等にもしっかり努めてまいりたいと思っております。

後者の支払いの判断ができない場合ですけれども、そういった場合は、本人及び親族等と支払いが滞らない方法について、何度も対話を続けながら解決策を探していきます。しかしながら、生活改善はとても容易ではございません。ケースワーカー等が関わっているケースでもなかなか簡単にはいかないことが多いので、根気強く生活指導を続けている状況でございます。

電話等の連絡がかからない場合は、やはりちょっと今のところ訪問をするしかないので、根気よく訪問をさせていただいているという状況です。

以上でございます。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第3項、孤独による生活支援と孤立による自殺防止対策について、14番齋藤議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第4項、榎川支川などの川幅拡張について、12番力山議員の質問を行います。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 12番力山でございます。榎川支川などの川幅拡張について、御質問いたします。

今年は例年に比べ一月早く梅雨に入り、現在、梅雨の真っただ中です。

ここ最近では、毎年、局地的大雨による土石流や川の氾濫などの災害が全国各地で発生しており、平成30年7月に府中町内で発生した豪雨災害は、まだ記憶に新しいところではあります。

この豪雨で崩れた榎川護岸の復旧工事や、再び土石流災害が発生しないよう土砂が流れ出した谷筋に砂防ダムや治山ダムの建設などが現在も進められています。また、この豪雨により発生した災害は、榎川越流、土砂崩れ、土石流だけではなく、榎川支川でも川があふれ、民家へ土砂が流れ込み、床下浸水が起こるなどの災害も発生しています。この原因は、上流で発生した土石流などにより、土砂が支川に流れ込み、水位が上がったことに加え、流れ込んだ木やごみなどが水路に詰まったためです。榎川支川流域に住む方々は、梅雨時期や台風襲来時の大雨が降るたびに川が氾濫しないか、災害が発生しないかと大変心配しています。

以上を踏まえ、次のことについて、お伺いします。

- 1、現在の榎川支川は、どの程度の雨量に耐えられるように設計されていますか。
- 2、近年の温暖化で年々雨量が増えてきていると思いますが、その傾向は。
- 3、現在の榎川支川の護岸は、建設後何年ぐらいたっていますか。
- 4、山の谷から榎川に至るまでの榎川支川の改修計画はありますか。計画がないのであれば、府中町の計画の中に組み入れていただけませんか。

以上、よろしく願いいたします。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。12番力山議員からの一般質問、

榎川支川などの川幅拡張についてに御答弁させていただきます。

平成30年7月豪雨災害では、土石流により榎川が閉塞、その支川においても、これに伴う土砂等が堆積したことにより、水路から越流した水による浸水被害が発生いたしました。現在、榎川については、河川改修及び河川護岸の復旧を進めており、また、支川上流部では砂防堰堤を建設し、日常の安全・安心を守れるよう施設整備を行っているところでございます。

それでは、1つ目の御質問、現在の榎川支川はどの程度の雨量に耐えられるように設計されていますかについてです。

時間雨量49.6ミリメートルに対応できる断面となっております。

過去の広島地方気象台の観測では、昭和61年以降で1時間49.6ミリメートル以上を記録したのは、平成28年9月に62.5ミリメートル、平成29年6月に53.5ミリメートルを記録しております。

続きまして、2つ目の御質問、近年の温暖化で年々雨量が増えていると思いますが、その傾向はについてです。

近年、地球温暖化により雨量が増え、雨の降り方が変わってきたと言われております。年間の降水量を見てみると、連続する30年間の累年平均値とする降水量に比べ、平成23年から27年の5年間の平均102%に対し、平成28年から令和2年の5年間の平均では115%となっております。これを5月から9月に絞って見ますと、平成23年から27年の平均が99%に対し、平成28年から令和2年の平均では127%となっております。今後も温暖化の影響等により雨量が増えることを認識し、事前の対応を行っていく必要があると考えています。

続きまして、3つ目の御質問、現在の榎川支川の護岸は設置後何年ぐらいたっていますかについてです。

支川の護岸について、設置時期は不明ですが、30年から40年以上経過していると思われれます。その間に水路の暗渠化等に伴い、護岸のコンクリート張りの施工や護岸の劣化について、部分的な補修を行うなど、適宜、軽微な護岸整備を実施をしています。

続きまして、4つ目の質問、山の谷から榎川に至るまでの榎川支川の改修計画はありますか。計画がないのであれば、府中町の計画の中に組み入れていただけませんかについてです。

現在のところ榎川支川については降雨時の状況の確認を行い、地域からの情報等を得ながら、改修の必要な箇所について対応していく必要があると考えており、住民の方々の生命、財産を守るためにどのような対応ができるか検討してまいります。雨水施設の改修計画については、現在、雨水幹線について計画を策定し、平成30年度から耐震改築を実施しているところです。支川、水路等については、雨水幹線の改築更新のめどが見通せた段階で改修等の検討を進めてまいります。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○副議長（児玉利典君） 2回目の質問はございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁いただき、ありがとうございます。

今回の質問は、山の谷間から榎川まで流れ込む支川が、府中町の今後の災害防止対策から取り残されているのではないかと懸念して質問しております。

では、2回目の質問をさせていただきます。

榎川、府中大川、並びに八幡川は、どの程度の雨量に耐えられるように設計されていますかについても教えてください。

2番目。榎川支川については、現在実施している本町地区の雨水幹線の耐震化改築更新のめどが見通せた段階で検討したいとのことですが、改築更新のめどは、あと何年後ぐらいでしょうか。教えてください。

以上、回答をよろしくお願いたします。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

下水道課長。

○下水道課長（原田 司君） 力山議員さんの2回目の質問について、御答弁させていただきます。

まず、1つ目。榎川、八幡川については、時間雨量51.2ミリ、府中大川については69.7ミリとなっております。榎川、府中大川の一部で、これを満たしていない箇所の改修を早期に行っていただくよう県へ改修の要望を行っているところでございます。

2つ目の質問。現在の計画では、幹線延長5.98キロメートルの計画となっております。完了まで33年程度かかる見込みとなっております。現在、完了延長は、令和2年度末で0.42キロメートルとなっております。

回答のほうは以上です。よろしくお願いたします。

○副議長（児玉利典君） 3回目の質問ございますか。

12番力山議員。

○12番（力山 彰君） 答弁いただき、ありがとうございました。

まず、榎川の耐え得る時間雨量についてですが、設計値は51.2ミリと返答いただきました。最初の質問において回答いただいた榎川支川の時間雨量設計値は49.6ミリとのことでしたので、榎川と榎川支川の時間雨量設計値はほぼ同じであり、釣合いが取れていることが確認できました。

続きまして、榎川支川の改修計画についてですが、最初の答弁において、改修計画は、現在施工中の雨水幹線の耐震化改築工事のめどがついた段階で検討を行うとの回答をいただきました。ただ、ただいまの2回目の答弁で、この工事は完了まであと33年かかるとの回答をいただきました。つまり、今から約30年間は、榎川支川の改修計画の検討はしないということになります。

榎川支川の護岸の設置後の年数についてですが、府中北小学校東側にある町営五反田住宅は、小学校東側の山の斜面を削って、畑を埋め立てて建てられ、昭和37年に入居者を募集されています。この町営住宅のすぐそばを流れる支川の護岸は、町営住宅用地を造成するときか、それ以前に設置されたものと考えております。このことから、この護岸の設置年数は59年以上経過していると推定されます。また、五反田と山田の町営住宅の入居者募集が、ほぼ同時期に開始されていることから、山田川の護岸も設置後59年以上は経過しているものと推定されます。

護岸の状況についてですが、護岸は石垣で築いたものとコンクリートで築いたものがあります。石垣で築いた護岸には、石と石の間の隙間を詰めた目地が劣化、もしくは目地が最初から施されていなかったために石垣の裏側を水が通り、下流の途中において、石垣の間から、水がまた川に流れ込んでいるところもあります。護岸の裏側を水が流れているため、土が吸い出され、地面が陥没することも再々起こっています。このことから、現在の榎川支川の護岸は、脆弱な状態ではないかと考えられます。

また、平成30年7月豪雨で、土石流などの被害に遭われた最上流部に住む方は、大雨が降ったとき、また川が流木などで詰まり、家に土砂が流れ込んでこないかと大変恐れられています。ちなみに、この方の家のそばを流れる川の断面は、幅45センチ、深さ47センチで、再度の災害を恐れ、災害が復旧した現在も川土手に1トン土

のうを並べて、川土手として災害防止対策を継続しています。

また、上流で土砂災害特別警戒区域に指定されている別の榎川支川に住む方々も、川幅が45センチしかなく狭いので、大雨が降ったとき流れ込んだ木やごみが詰まり、あふれた水や土砂が家に流れ込んで災害が起きるのではないかと心配されています。

最初の答弁において、降雨時の状況や地域からの情報を得ながら、改修の必要な箇所については対応していくとの回答がございましたが、支川流域に住む人々は、大雨が降るたびに、また災害が起こるのではないかと常に不安に思っておられます。

榎川は、現在の時間雨量設計値よりも多い豪雨が降っても、それに耐えるよう、現在、川幅拡張を進められています。榎川が拡張されれば、榎川支川との釣合いが崩れてしまいます。

いろいろ申しましたが、改めて言いたいことは、住民が感じている不安を解消いただくよう、今から30年後に検討を開始するのではなく、一日でも早く検討を開始していただきたい。また、榎川を含む榎川支川を含む八幡川支川などについても、府中町国土強靱化地域計画の中に組み込んでいただきたいということを強く要望し、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第4項、榎川支川などの川幅拡張について、12番力山議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第5項、電動自転車貸し出し事業について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 6番田中です。電動自転車の貸し出し事業について、お尋ねします。

府中町では、これまでイオンの駐車場に無料の電動自転車を、貸し自転車を置いて貸し出すレンタサイクル事業をしていたわけですが、今月からこれをやめて、広島市の有料のシェアサイクル事業「ピーすくる」に加わって貸出しを始めておるところです。

早速、役場の玄関先に自転車置場のポートが5台分設置され、結構利用があるようにも見えます。今朝見たら、5台のところを7台、2台あふれるぐらいでしたね。こっちへ乗ってくるという人が、朝はおるようです。イオンのほうにも、新たに10台分のポートが設置されております。

僕は個人的には、これまでのただの貸出しでよかった面があるとも思うわけであり
ますけれども、今回はこれまでの町の貸出し事業をどう評価するのか。それを振り返
りつつ、今後のピーすくるをどう活用していくのか。さらに、もっと自転車を生かす
道があるのではないかと。こういうことについて、お尋ねする次第であります。

質問の第1は、これまでの町のレンタサイクル事業の評価についてです。

広島市のやつが「赤チャリ」と呼ばれているのに比べると、府中のは黒っぽかった
わけですから「黒チャリ」ですかね。認知度はいまいちだったと思われそうですけども、
その総括であります。

2016年度からほぼ5年、5台の利用実績、これをお尋ねいたします。

利用者も二、三年目より、四、五年目が減少したということのようですけども、そ
の推移も併せてお尋ねします。

それから、当初は観光目的を想定して配置したということですが、実際はそうでも
ない利用も結構多かったというように見えます。その内容についても分析をお尋ねし
ます。

そして、運営のコストでありますけれども、この町のやつは最初に購入したのは、
国の交付金を活用して、全額自転車代を賄ったとお聞きしていますが、どうだったで
しょうか。

年間の維持費も修理代の数万円から10万円以内と、あんまり金を使わず、しかも
サービスも喜ばれるという提供ができていたと思われるんでありますが、いかが評価
されるでしょうか。

それから、質問の2つ目。これは今度始まる広島市の赤チャリのピーすくるについ
てであります。

これは御存じのように、広島市の旧市内で利用が伸びていて、新聞にも紹介されて
いるところでもありますけれども、昨年度は38万回の利用があったということです。
1日にざっと1,000回走っておるということになるんですかね。自転車も昨年度
250台増やして、今、750台はあるそうで、旧市内の100か所に配置してある
ということです。コロナによって、バスなんかの密を避けると、そういう通勤通学も
利用の急増を後押ししているということでもあります。

この赤チャリのピーすくるに府中町は今月から加わったわけですけども、町の委
託費は、本年度130万円余りを予算計上しております。これまでの黒チャリに比べ

ると相当高額ということになります。このコストはどう考えればいいのでしょうか。130万円だと、新品の自転車が10台以上購入できる額ですが、これを毎年続けるんなら結構かかるんじゃないかという気もいたします。

それから、利用者にとっても、旧市内にポートがあるので、広域的に乗り捨てができるという便利さはあるわけですが、使用料について見ると、一番安い分で1時間が165円、1日1,100円、月の契約だったら2,200円ということです。これまでの町のやつが時間制限なしの無料だったのに比べると結構違いがあると見ます。どう見ればよろしいのでしょうか。

それから、細かいことかもしれませんが、赤チャリは利用するにはスマホで事前登録しなければなりません。僕もやってみたんですが、結構年寄りにはちょっとハードルが高い。自転車の操作パネルのボタンを押したりしなければいけません。これまでだったら、ソレイユのつばき館のところへ行って、「ああ、自転車貸してね。名前書くね」「はい、どうぞ」だったわけですが、今回ちょっとスマホにいろいろ入力、結構ハードルが高いんじゃないですか。これをヘルプする策が必要なのではないのでしょうか。

たまたまですけれども、さっきの休憩中にちょっと友達から連絡があったんですけど、今まで無料の町のやつを常連として利用しよったんだけど、もう何か面倒くさくなってやめちゃった、その代わりバイク買いましたという人がいるわけで、それはそれで構わんわけですが、やっぱり利用のところのハードルを下げる、何かヘルプする策が要るのではないのでしょうか。

それから、質問の3つ目ですけれども、ちょっと話を広げて申し訳ありません。この電動自転車の貸出しだけではなくて、家庭への普及の検討もしてもいいのではないかという視点であります。

私も、今回初めてちょっといろいろ調べていて知ったんですけども、国は平成28年に自転車活用推進法という法律を制定している。初めて知りました。この法律の目的、第1条ですけれども、こう書いてありますね。「この法律は極めて身近な交通手段である自転車の活用による環境への負荷の低減。災害時における交通の機能の維持。国民の健康の増進等を図ることが重要な課題であることに鑑み、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定める云々」とあります。条文の中には、公共の利益の増進に資するという基本認識に基づくとまで書いてある。要するに自転車は公共の利

益の味方であると、自転車万歳、メーカーにとってみれば、非常にありがたい法律だろうと思いますけども、そうとまで記してあります。そして、併せて県や市町村にその利用の推進計画を定めるよう、努力規定も設けているところでもあります。

この法律に基づいて、広島県は2019年から2020年度、ちょっと平成と西暦が交じって申し訳ないんですけども、県は2019年度と2020年度の2年間の計画を立てております。まちづくりへの活用とか、スポーツや健康面での利用、観光面での活用など。湯崎知事がしまなみ海道を自転車に乗って歩く姿をよくニュースで見せられたわけですけども、県もそういう計画を期間限定ですが立てている。

広島市も、これも僕も知らなかったんですけども、庁舎に自転車都市づくり推進課という部署を設けて、2024年度までの現在計画中であるということでもあります。

府中町も、こうした例にならって計画をつくれとまでは申しませんが、こういう取組を町としても自転車を位置づけるんだと、そういう検討をしてもいいんじゃないかということにあります。

それから、ちょっとさらに加えて申し訳ありませんが、そのための購入補助というものも検討の一つではないかと考えるわけでもあります。自治体が電動自転車の購入補助金とか、助成制度を設けておるところは、結構全国で何十かあるようです。ネットの検索ですけども、1台につき1万円から三、四万円。条件としては、幼児のいる家庭への支援というのが結構多いようですね。道路交通法の緩和で、いわゆるママチャリの2人乗りができるようになった、許されるようになったと、そういうことと関連しているのかもしれませんが。それから、もう1つは、免許を自主返納した65歳以上の方への補助というものも結構あるようです。

広島県内で、ちょっと2か所ほど尋ねてみましたけども、尾道市は2011年度から3年間、ちょっと古いですけども。廿日市市が2015年度から約3年間。いずれも1台1万円の補助で制度を設けたということでもあります。どちらも年間50台分ずつの補助の枠だったそうですけども、廿日市は尾道を手本にしてやったんじゃないかと取りましたけども、いずれもこの狙いはCO²の削減、温暖化防止の観点での電動アシストの普及補助だったということでございます。

ちょっと話はさらに横にそれますけども、尾道市は市役所が電動自転車をわざわざ購入して、軽乗用車の公用車の利用が少し減ったんだと。これはCO²の目標削減にもプラスになったということのようです。市役所では、バイクビズ運動と名づけてい

るといふことのようにあります。

我が府中町は、面積10平方キロメートルのコンパクトな町域に5万2,000人が住んでおります。しかも丘陵地のある、坂のある、そこに団地が切り開かれていると。そういう町の地理的特性もあります。自転車、とりわけ電動アシスト自転車は有効な、町にフィットする一つの手段ではないかと考えるわけであります。

団地の高齢者がなかなかマイカーを手放せないのであれば、電動自転車で補助することによって、免許証の返上アシストができるんじゃないでしょうか。子育て世帯で保育園が決まったら、その家には通園アシストができるんじゃないでしょうか。そして、本来のCO²削減でいえば、これはもちろん環境アシストということになるわけですが、いろんな側面のアシストが考えようによっては期待できるのではないかと思います。

以上、電動自転車について。レンタルの事業と、それから発展して家庭の普及についても、業界の回し者のようなことで申し訳ありませんけども、お尋ねするところがあります。よろしくお願いします。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 6番田中議員からの一般質問、電動自転車貸し出し事業についてに御答弁させていただきます。

質問主旨にありますように、平成28年の地方創生臨時特別交付金を利用して、5台の電動自転車を購入し、総合戦略に掲げている観光施策を推進することを目的として実施した事業を5月末で終了し、6月1日から広島広域都市圏連携事業を利用して、広島市で実施しているシェアサイクルピーすくるを導入しました。

導入に当たっては、天神川駅から徒歩による利用を見込むとともに、広島市内から少し足を延ばしていただき、町内も周遊していただくということから、役場横の交流広場とイオンモール広島府中2か所にポートを設置したところです。

それでは、1つ目の御質問、これまでのレンタサイクル事業の実績、利用実態、運営コストの評価はどうかについてです。平成28年5月から始まり、令和3年5月末まで、町内の方の利用が2,576台で64.2%、町外の方の利用が1,434台で35.8%、合計で4,010台の利用となっています。コスト面では、年間5万円、1台当たり1万円の予算を確保し、パンクなど修理や安全点検を実施してまいり

ました。購入から5年が経過したことから、老朽化が見られ始め、1台約10万円の費用が必要となる買換えの必要性が高くなってきたところではございました。こういった安全確保の面でもピーすくるの導入の要因の一つとなっています。

先ほど説明しました当初導入目的である観光利用ですが、利用申請時のアンケート結果では、年間で約4分の1の方が観光目的での利用との回答がありました。町外のような地域にお住まいの方から御利用があったことを見ますと、一定の成果があったものと捉えています。なお、観光目的とは異なる利用としましては、イオンモール広島府中に駐輪場があったことから、ショッピングや通院等で御利用になられた方が多くありました。健康志向の手助けや環境負荷の低減といった面にも寄与できたのではないかと考えています。

次に、2つ目の御質問。ピーすくる導入経費が発生することや、利用も有料であり、スマートフォンなどの事前登録が必要で利用の壁となる指摘もある。コスト低減や利用拡大をどう工夫するかについてです。

今年度の経費につきましては、駐輪ポート設置費と運営費の合計で138万6,000円となっています。ただし、翌年度以降については、当初設置費約47万円は必要となりませんので、年間約90万円の支出のみとなります。

ピーすくるの利用に当たっては、スマートフォンなどで事前登録が必要となっておりますが、これは料金の支払い関係を実際に行うためにやむを得ないものとなっております。登録により、次回以降スムーズに利用できるよう工夫をされています。登録手続きの際には、電話による相談も可能となっておりますので、問合せがあった際には御紹介をさせていただきます。

利用拡大については、導入後約1か月ではありますが、役場横のポートはかなりの利用があり、順調な滑り出しとなっております。今後は利用形態を細かく分析していき、別の場所に新たな駐輪ポートを追加設置するのを含め、さらなる取組を検討してまいります。

コストの低減については、利用実績により運営費を安くできる可能性もあることから、利用者の増加に向けた積極的な取組を行っていきたいと考えています。

最後に3つ目の御質問、電動自転車の家庭への普及についてですが、環境負荷の軽減や健康増進を図るため、県外で購入補助制度を設けている自治体があることは承知しております。特に子育て世代を対象としている自治体が多く、6歳未満の子ども

を2人以上養育している方などで、購入金額の2分の1を上限3万円から5万円で助成が行われています。また、65歳以上で運転免許を返納された方などを対象としている自治体もあります。

一方、電動自転車の増加は、交通事故を未然に防止するために、自転車を利用した交通マナーの指導強化や自転車専用レーンの設置など、安全確保に重点を置いた道路整備も含めて、様々な角度からの施策も必要となってまいりますことから、補助制度を含め、今後の課題として、調査・研究してまいりたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願いたします。

○副議長（児玉利典君） 2回目の質問ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 答弁、ありがとうございます。

前向きにいろいろなことに取り組んでいただけるという方向だろうと聞きます。ただ、少しちょっと気になるところがあるので、改めてお聞きしたいと思います。

1つは、これまでの町でやってきた黒チャリのほうということになりますが、その実績ですけれども、5年間で老朽化して、そろそろ買換えの時期だということがありました。自転車っていうのは、案外、結構長持ちするものでありまして、きちっとタイヤとか換えれば、自動車よりもはるかに寿命が長いというものでありますから、大事に使えば、まだまだ使えたんじゃないかと思えます。もちろん、今の自転車は、今度はお下がりとして町の職員が活用されるということなので、これはもう老朽化しとるわけじゃなくて、今からきちっと使うということなので、やはりその意味でも大いに活用できる、そういう代物だろうと思うわけでありまして、やはり、すぐ、もちろん自分の物じゃなかったら、結構傷みやすいというのはありますけれども、これまでの自転車が5年で老朽化したんだという、だから次だというのは、ちょっと自転車にかわいそうかなという気がいたしますので、これは今後の活用とか、利用するときに、ぜひ教訓として生かしていただきたいなと思えます。私は個人的に自分で大学の入学祝いに買ってもらった自転車を40年以上乗っておるわけですが、結構、自転車というのは、それなりにメンテナンスすればもつものだろうと思えますし、役場の職員の中にもサイクリング好きの方がたくさんおられて、その辺は自転車についての知識が結構おありの方もいらっしゃると思っております。割といいものだと。今後の教訓に生かしていただきたいなと思えます。

それから、これは再度お尋ねしたいんですけど、やはり今度加わる広島市のピーすくるでありますけども、年間130万円のコストで、2年目からは90万円の支出になりますということですが、広島市に問い合わせたところ、このピーすくるの事業は、これまで広島市が7年間、毎年約1,000万円ずつ払って、NTT関連会社のドコモ・バイクシェアという会社に業務委託してやっていたわけですけども、本年度、この令和3年度からは、広島市はもう全くお金を払わないという契約になっているそうです。つまり、広島市でかなり利用実績が積まれ、自転車のポートも増えて、要するに行政が後押ししてやる事業から、もう手を離れて、あなたのところ独り立ちでできるよということになって、この令和3年度から広島市は一切お金を払わず、ドコモ・バイクシェアのほうで独立して使用料で運営していくということになったとお聞きしました。

そうすると、府中は今年から初めて加わるので、最初の費用等でお金がかかるのは分かりますけれども、来年以降、やっぱり広島市と同じドコモ・バイクシェアの一連のポートと、そのコンピューターシステムと、あるいは改修したり、再配置したりする業者も一緒に回ってくるわけですから、ここはやっぱり広島市との契約や、あるいはドコモ・バイクシェアとの契約をきちっと交渉し直して、し直すというか、今後もされてですね、ぜひ、コストのかからない、せつかく民間で使用料を取っている事業がもう軌道に乗り始めているわけですから、過剰な支援はしないで利用できるように検討すべきだと思いますので、そこは改めてちょっと今後のことをお尋ねしたいと思います。

それから、一方で家庭への普及について御検討されるということなので、先ほど言いましたように、通園アシスト、あるいは免許の返上アシスト、あるいは環境アシスト、いろんな側面をさらに言及してやっていただきたいと思います。一方で金かけるなやいうて言いながら、一方で補助金出せやみたいなことを質問かたがた私が言うので、ちょっと申し訳ないんですけど、出すべきところはきちっと出すと、削減できるところはきちっと削減できるということを、ぜひ御検討をしていただきたいと思います。

意見表明が多くて申し訳ないんですけど、今後のコストのところは、ちょっと改めて、ぜひ改善を図るべきだという点で、第2の質問とさせていただきます。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

自治振興課長兼職次長。

○生活環境部次長兼自治振興課長（谷口充寿君） 自治振興課長兼職次長でございます。

1点目の御質問でございますが、広島市のほうが今年度から補助ということで、全く費用が発生していないということで、今、お話がありました。今、御説明があったとおりでございます。町のほうとしては、議員が今おっしゃいましたように、今年度、当初、初めて購入するというので、2か所ポートを設置しておりますが、この利用を促進させていただいて、ある程度実績を持った上で、ドコモさん、委託先のドコモさんに対しては、広島市でこういう状況なので、府中のほうにもこういった利用があるので、ぜひとも補助金を、金額的なものを見直していただけないかということで、取組はやっていきたいというふうに思っております。

2点目でございますが、電動自転車の購入の促進ですが、先ほど1回目の答弁させていただきましたように、この自転車の利用というものは、健康志向とか、環境負荷の低減、それ以上に、私も自転車で通勤しているんですが、気分転換とか、様々な計り知れない効果があると思います。

今年度、環境基本計画、地球温暖化対策実行計画、そういったことの改訂の見直しがありますので、そういった中でも、この自転車の普及ということを検討の項目とさせていただきますと考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○副議長（児玉利典君） 3回目の質問ございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） ありがとうございます。

自転車好きの課長さんが検討されるということで、ぜひ期待したいと思います。

それから、これは最後は答弁は要りませんが、私の意見というか、細かいことで申し訳ありませんが、今度の赤チャリを使う人への、やっぱりスマホなり何なりのアシストですね。そこは、ぜひ。例えば、役場のポートのところ、きちんと整列しましょうなんて呼びかけのポスターが書いてありますけども、使い方の分からん人は役場の窓口へどうぞぐらいですね、一言添えれば、本当にスマホのない人で、結構生活の足とする方もおるんじゃないかと。そうしないと、何かもうはなからハードルが高いと思わせないように、細かいところですけども、ぜひ工夫を図っていただきたいと思っております。

以上で、答弁は不要ですので、よろしく御検討のほどお願いします。ありがとうございました。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第5項、電動自転車貸し出し事業について、6番田中議員の質問を終わります。

続いて、厚生関係第6項、町内会アンケートの実施結果について、6番田中議員の質問を行います。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） 6番田中信武です。町内会アンケートの実施結果について、お尋ねいたします。

令和2年度町内会アンケートというのを町がされて、その実施結果についてお尋ねします。

このアンケートは、これも引き続き自治振興課ですけれども、去年の8月、それから9月にかけて、町内の66か所、全ての町内会長さんを対象に実施して、その結果がまとまって、つい先月、各会長さんのところへフィードバックされたところでありませう。

町としては初めての町内会長アンケートではないかということ。しかも、休会状態のところを除いて、全部の66の会長から回答を得て集めておられるということで、まずは担当課の御努力を評価したいと思います。

アンケート、ちょっと紹介しますと、実施目的、これがこう書いてありますね。「町内会の現状把握と町のコミュニティ活動支援事業等に生かすため」とされております。行政として町内会の支援を前提としているわけでありませう。質問項目も町内会長のことや、広報など配布の業務のこと、あるいは集会の施設のこと、自主防災会のことなど多岐にわたる36の設問と自由記入欄とを設けておられます。町内会の実態を知る上でも、あるいは町の取組を考える上でも非常に有意義なアンケートだと思います。今回は、こうしたアンケートの多種多様の課題があるわけですけれども、ごく一部を申し訳ありませんがピックアップしてお尋ねしたいと思います。

質問の第1。アンケート結果から、町内会の課題と背景をどう見るかということですが、私は2つの大きな課題を読み取りました。すなわち会員の加入促進、もう1つは役員や担い手の確保であります。そんなことは前から分かっているという世界でありますけれども、改めて痛感した次第であります。

まずは、その加入促進の問題。町内会の加入促進については、これまでも一般質問で度々取り上げられておりまして、最近も町内会長を経験された議員の何人かが切実な質問をされておりますけども、町もそれに応えて、その後、加入チラシの配布の強化とか、あるいは関連のホームページの充実などに取り組んでおられます。町は、今回改訂された第4次総合計画の後期計画に初めて数値目標まで盛り込んでいるところです。令和3年度から7年度までの期間で、令和元年度の73.3%を維持するという目標。これは、なかなか大変な目標なのではないかと思うわけではありますが、本年度は早速それを下回って71%。令和元年度の73.3%から2.3ポイント目標を下回っている、そういう現実があるわけです。4次総の当初の平成27年度、もう令和と平成入り乱れて分かんのですが、この6年間で8.9ポイントダウンしているというところでもあります。こういう時代による住環境の変化、あるいは家族形態の変化と、そんなことがいろいろ原因であろうと思うんですけども、結構高い数値目標を掲げている中で、このアンケートの結果、どう見ておられるかとお尋ねしたいと思います。

そして、もう1つは、役員の成り手の問題です。これも、もう永遠のテーマと言ったら言い過ぎかもしれませんが、どこの世界も課題なわけですけども、アンケートの中には、この課題解決に必要なことのトップとして、次の担い手育成が69.7%、これがトップになっているわけです。成り手がいるかどうかということと加入率というのは、多分連動していると想像できるわけですけども、府中町は子育て世代の住みよい町を目指していますが、この世代はやはり勤労者が多い、PTAの役員は引受けとんじゃけど、町内会まではちょっとという方も結構、もちろん多い。勢いどうしても定年組、私のような年寄りの出番となるわけではありますが、やはりこういう時代背景をどう読み取ればいいのかというのが役員の成り手の御質問であります。

それから、質問の第2、支援策。先ほどのように、そもそも町が町内会を支援するかどうかという問題はあるかもしれませんが、目標として掲げている支援策、アンケートの中でも、ずばり尋ねている問いの中にこういうのがあります。「町内会の課題解決や活性化に向けて、町からどのような支援が必要だと考えられますか」これに対する回答の第1位は、住民への町内会活動への意識啓発、これが56.1%、2位が未加入者対策47%、3位が情報提供42.4%、4位が町職員の参加協力31.8%。町内会長さんの悲鳴が表れているところだと見ることはできるんですけど

ども、町内会は自主運営だから自分たちで頑張りたい、でも、役場に助けてほしい、情報提供もしてほしい、職員の協力まで求めると、そういうところに各町内会の悲鳴が、あるいはニーズが籠もっていると読み取れるのではないのでしょうか。

こうしたニーズに応える一つのアシストとして、やっぱり運営マニュアルのようなものが一つあればいいのではないかと私は思うわけであります。町内会はどんなことができるのか、会計をどうやったらつけていいのかと、補助金の意味、あるいは会費とか寄附の集め方とか、支出の公平性とか、そういう民主的運営、会員から不信を招かない運営が、当然のことですけれども、そういうことにも不得手な役員も結構おられると思います。役場がアドバイスして、多くの住民の信頼が得られる、そういう知恵を授けても、これは介入にはならないと思いますが、御検討すべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

ちょっとググっただけでも、廿日市とか、広島市とか、多くのマニュアルのお手本がありそうであります。研究すべきだと思います。

それから、長くなってすみません、質問の3つ目は、長期的な取組であります。

加入促進のためには、やっぱり町内会そのものが魅力アップを図らねばならない。これは我々町民の努力でも必要なわけですけれども、「入ってや、町内会員に入ってや、抜けんといてや」というPRも必要ですけれども、逆にほっといても、「ああ、町内会入らせてください」「面白そうだけ入れてえね」そういつて思われる、そういう組織づくりがもちろん大切なのは言うまでもありません。

アンケートの中でも、町内会の未加入の理由について、町内会長さんに問うております。つまり、加入していない人が、その加入しない理由は何だと思えますかと会長さんに問うています。その理由の第1位は加入しなくても困らない、74.2%、2位が町内会活動に関心がない、62%、3位、近所付き合いが煩わしい、57%、4位が役員になりたくない云々と続くわけです。加入しなくても困らないという理由は、裏返せば、加入したくなる、そういう魅力がないということになるわけでありますけれども、ここの点も念頭に置きながら考えなければいけないということであります。これも、それが分かるとれば苦勞せんわいの世界であるわけでありますが、ぜひ、このアンケートから、改めて感じ取りたいと思います。

町が整備したホームページには、町内会活動に5つの役割を掲げています。うまく整理してあるなど私は思うわけでありますが、その5つの第一は広報活動、町からの

お知らせや回覧、掲示などの広報活動。2番目はきれいで快適なまちづくり、ごみステーションの設置や清掃。3番が安心・安全なまちづくり、子どもや高齢者の見守り活動。4番がもしもの助け合い、自主防災活動等ですね。5番目がふれあいの活動、スポーツや夏祭りや敬老会、各種のイベント。この町内会の役割5つ挙げておるわけですが、これを整理しながら、これを一つずつ魅力にして高めていくことが大事じゃないかと、私はアンケートと併せて考えさせられました。

アンケートの自由記入欄には、ごみステーションの整備のことも記されております。ごみステーションの問題、これも一般質問で何度も取り上げられていますけども、やっぱり改めて考えるのは、環境問題であると同時にコミュニティーの問題でもあるということを感じいたします。役場でいうと、環境課だけの問題でなく、自治振興課の問題でもあると言うと、ちょっと怒られそうなんですけども、やはりそういう横断的な問題でもありそうです。

町内会の持続的な魅力アップを考えるには、やはり1つの課だけではなくて、全庁的にこれは町のコミュニティーの問題だという意識も必要ではないかと。特にニーズの高いテーマではないかと思うわけであります。

すみません。以上、いささか長くなりましたけども、このアンケートから、私が読み取った意見をいささか披露させてもらって申し訳ありませんが、そういったことを自治振興課もアンケートを実施して、課題をいろいろ現時点で受け止めがあるのではないかと。これは次につなげるための大きな材料になると思って、現状での認識をお尋ねしとる次第であります。よろしく申し上げます。

○副議長（児玉利典君） 答弁。

町民生活部長。

○町民生活部長（金光一隆君） 町民生活部長です。6番田中議員からの一般質問、町内会アンケートの実施結果についてに御答弁させていただきます。

町では、町内会の組織、活動内容、課題等の現状を把握し、今後の町内会の取組や町の地域コミュニティ活動支援事業等に生かしていくことを目的として、昨年9月に全ての町内会長を対象とした町内会アンケートを実施いたしました。

調査内容ですが、会長の年齢や在職年数などを伺う「町内会長について」、町内会活動の内容や参加状況を伺う「町内会活動について」及び「広報紙・行政配布物について」、町内会への加入方法や未加入理由を伺う「町内会の加入促進について」、課

課題解決に必要なことや町からの必要な支援について伺う「町内会の課題について」、集会所の所有状況や集会所に対する補助制度などを伺う「集会施設について」、自主防災組織の活動内容や課題などを伺う「自主防災組織の在り方について」など、36項目の質問を行い、全ての町内会長から回答をいただいております。

それでは、1つ目の御質問、会員の減少や高齢化の中、加入促進と役員確保が大きな課題であることが改めて示された。現状と背景をどう見るかについてです。

アンケートでは、未加入者の理由として、加入しなくても困らないが74.2%、町内会活動に関心がないが62.1%、近所付き合いが煩わしいが57.6%など、多数の町内会長が近隣関係の希薄化や役員確保の難しさなどを感じているという結果となりました。この問題は、府中町に限らず他の自治体にも共通した課題で、核家族化の進行、社会情勢や環境の変化などを踏まえたものと考えられるとともに、府中町は都市部であることから単身世帯が多いことや就労年齢の上昇で、町内会を担っていく人材が集まらないことが要因となり、役員の成り手不足にもつながっていると考えます。

続いて、2つ目の御質問、支援として町から情報提供や加入者対策を求める声が多い。意識啓発、職員協力など具体策も出ている。どう応えるかについてです。

アンケート結果では、町からの支援として、情報の提供が42.4%、未加入者対策が47.0%と多くの町内会から支援が必要との回答となりました。また、住民への町内会活動の意識啓発が56.1%、職員の協力が31.8%との意見が多くなっています。

町では、このような現状を踏まえて、課題解決に向けた新たな事業を幾つか検討しています。

1つ目は、町内会活性化等セミナーの開催です。加入率の低下や役員の担い手不足に悩む町内会に対し、課題解決の糸口となるような支援として、自治関係の先駆者と呼ばれる講師を招いての先進事例紹介等の講演会を実施するよう予定をしています。

2つ目は、町内会のルールや未加入者の加入促進など、町内会の運営や活動するための参考となるようなハンドブックの作成を行いたいと考えています。

3つ目は、現在でも実施していますが、広島市と近隣の市町が共同して行う広島広域都市圏事業の1つであります「こむねっとひろしまの共同利用」を活用した町内会情報の発信です。現在は、コロナウイルス感染症防止のため十分な活動となっていま

せんが、今後はお祭りなど様々な町内会活動について報告を行うなど、より充実した内容の発信を行っていき、若年層へ興味を持っていただくきっかけにしたいと考えています。

また、今年度より「府中町地域懇談会」を開催することとしています。これは、町長をはじめとした町職員が地域へ出向いていき、町政や地域課題に関する町民意見を広く収集し、町政に反映することを目的としており、町内会の御協力をいただき実施をするものです。この場においても地域の声を踏まえ、今後の支援につなげてまいります。

続きまして、3つ目の御質問、直接的支援とともに、町内会自体の公正な運営と活動の活性化など、魅力アップも求められている。長期的、総合的な支援をにらんだ取組の検討を始めるべきではないかについてです。

町内会に対し、補助金をはじめとした支援を行っていますが、町内会からは住民相互の連絡調整、地域での防犯、防災など、環境整備活動など、地域住民全体の利益となる公共的な活動や、近年、深刻な大規模災害に見舞われた地域でも、地域の助け合いや支え合いが重要な役割を果たすなど、町行政の円滑な推進のために、日々様々な支援をいただいております。このことから、議員が言われるように、町内会活動の活性化への取組は必要不可欠であると考えています。

地域の活性化のために、冒頭で答弁しましたとおり、地域の課題等の現状を把握し、今後の町内会の取組や町の地域コミュニティ活動支援事業等に生かしていくことを目的に町内会アンケートを実施しています。このアンケート調査結果を基に、南北両町内会連合会から意見をお聞きし、支援や協働について、今後の取組の検討を進めてまいります。また、取組について、一過性とならないよう、町内会と継続して協議し、協働して住んでよかった、これからも住み続けたいまちづくりを進めていきたいと考えております。

答弁は以上です。よろしくお願ひいたします。

○副議長（児玉利典君） 2回目の質問はございますか。

6番田中議員。

○6番（田中伸武君） この2回目の質問で終わりますので、よろしくお願ひします。

まず1つは、先ほども申しましたように、このアンケート、非常にいい、意義あるものだと思うので、これはぜひ、まず広報で概要でも載つけて、町民にこんなことや

ったんだよと、主な結果はこうだったよというのを知らせるべきだと思います。併せて、内容も、結構棒グラフやら、円グラフやら、円グラフはなかったか、棒グラフばかりか、こうやって作っておられる。これ、つらつら眺めるだけでも、非常に参考になりますし、もちろん町内会長さんだけではなくて、町民も、ああと考えるヒントになると思います。併せてホームページに載けると、よその町からも、こんな府中の傾向はうちとどうかみたいな声もひょっとしたら届くかもしれない。ぜひとも、今回のせっかく作ったアンケートですので、個人情報なんて一切ないので、ぜひ広報に紹介し、ホームページで詳細をアップするべきだろうと思います。それが1つ。

アンケートの分析は、今、部長のほうからも聞きましたけども、やはりいろいろなものを読み取れると思いますので、ぜひ、そのニーズ等を引き続き分析していただきたいと思います。

それから、早速いろんな取組を、今、御検討なさっておるということで、これも期待をしたいと思います。ハンドブックというか、マニュアルというか、会長さんがうまく活用できる、そういうハンドブックの作成、これはぜひとも府中バージョンとしていいものをお作りいただければと。もちろん議員も協力できることはしたいと思いますし、地域の実情をよく知っている町内会長さんも、あるいは議員さんもいると思いますので、アイデアが欲しいあれだったら協力したいと思うところであります。

町長の出前講座、出前講座と言うとあれか、町長の出前懇談会も御計画なさってるということで、これは選挙と関係なしに、ぜひ、頑張るって、そういう意見聴取もしていただくことは大事じゃないかと。

今言った早速の取組は、非常に評価したいと考えているところであります。

さっきも言ったように、答弁は不要ですけども、せっかくいいアンケートをやったので、ぜひ、これを生かして、ニーズを読み取って、みんなで取組を考えていきたいと思います。

もちろん府中町は、よその町にない各町内会への運営の補助金を毎年出しています。ざっと2,000万ぐらいですかね。広島市やよそは、全くそういう町内会への運営の補助金を恒常的に出しておるところは非常に少ないわけで、これはベースとして誇るべき、誇るというか、知っておくべきかもしれません。こういった町内会の実情も、よその町に比べてどうかということも併せて、そういうホームページで紹介する、あるいは、マニュアルの中に府中町の運営、自治会はこういう仕組みになっているんだ

と、そういうことも併せてPRすればいいんじゃないかと思います。

ちょっと、一つ蛇足ですけども、これもいろいろ調べて分かったんですが、広島市がちょうど府中町と同じ、昨年の9月に全町内会を対象に大規模なアンケートをしておるわけですね。これは全くタイミングが似ていて、町内会長さんのこと、あるいは成り手の問題、あるいは、なぜ会員が減っているのかの分析、そういったことをかなり詳しく分析したアンケートを実施していきまして、これは、ちょうどこの6月にホームページにアップしたところだということだそうです。市役所にちょっと聞いてみましたが、これと比較することも、なかなか面白いんじゃないでしょうか。広島市の場合は、本年度にそういうアンケートを基にビジョンをつくるんだと。本年度、町内会の活性化に向けてのビジョンをつくるということで、わざわざ担当課が張り切っております。電話で聞いたら、女性の担当者が「必ずいいものつくりますから。これだけのアンケート生かしますから」なんて、すごい張り切ってるんですね。ぜひ、ちょっとお知恵も頂戴して、同じ広島都市圏で悩みは同じだろうと思いますので、そういう横の連携も取りながら、ぜひ、いいものにしていければと思います。

町内会は、本当に、何度も繰り返しますけれども、入ってや、入ってやじゃ絶対に入らない。1票下さい、下さいじゃくれない。その人がきちんと魅力を持って、あるいは、町内会が魅力を持って、ここなら入ろうと、こういう活動をやっとるんだったら、やっぱり入っとかな困るねと、そう思わせる、そういうものを、ぜひ、私たちみんなで作り上げて、そうすると、入りたい人は入る、入りたくない人は入らないということでもいいんじゃないかと思います。

ちょっと、いささか長くなりましたけども、そういう期待を込めて、このアンケートを機にいろんなコミュニティー活動について考える、あるいは、発展させるための手だてを工夫すると、そういう機会にしていければいいんじゃないかと思いきまして、答弁は不要ですが、そういった観点から、ぜひとも、みんなで共に頑張っていきたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（児玉利典君） 以上で、第6項、町内会アンケートの実施結果について、6番田中議員の質問を終わります。

これで、厚生関係の質問を終わります。

~~~~~○~~~~~

○副議長（児玉利典君） ここでお諮りいたします。

本日はこれをもって延会としたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(児玉利典君) 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次回は6月29日午前9時30分から会議を開きます。

御苦労さまでした。延会。

(延会 午後 2時29分)